

竹原市障害者計画

平成17年3月

広島県 竹原市

目次

《総論》

第1章 計画策定の趣旨と考え方.....	1
1-1 計画策定の意義.....	1
1-2 計画の対象.....	2
1-3 計画の位置づけと役割.....	2
1-4 計画の期間.....	2
1-5 計画の策定体制.....	3
第2章 本市の概要.....	5
2-1 自然条件・社会的条件.....	5
2-2 人口構造.....	6
2-3 障害者保健福祉圏域.....	7
第3章 障害者をめぐる状況.....	9
3-1 身体障害者数の推移.....	9
3-2 知的障害者数の推移.....	11
3-3 精神障害者数の推移.....	12
3-4 難病患者数の推移.....	13
3-5 市内における障害者関連福祉施設等の整備状況.....	15
3-6 市内における支援費制度指定居宅支援事業者.....	18
第4章 障害者施策へのニーズ.....	19
4-1 アンケート調査結果.....	19
4-2 座談会の結果.....	26

《基本構想》

第1章 計画の基本理念と目標	33
1-1 基本理念	33
1-2 基本目標	34

《基本計画》

目標1 地域でいきいきと暮らすために	37
1-1 雇用・就労の促進	37
1-2 社会参加を促進するための環境整備	41
1-3 生涯学習・文化・スポーツ活動の支援	44
1-4 生活訓練機会の充実	45
1-5 障害児保育・教育の推進	46
目標2 地域で安心して暮らすために	48
2-1 在宅サービス等の充実	48
2-2 保健・医療サービスの充実	52
2-3 多様な生活の場の整備	54
2-4 相談体制の充実とサービスの質の向上	57
2-5 安全な暮らしの確保	59
目標3 とともに支えあう地域社会の構築のために	61
3-1 啓発・広報、福祉教育の充実	61
3-2 地域活動の推進	64
3-3 福祉人材の養成	65
3-4 計画推進体制の整備	67
主要サービスの目標事業量	72

《資料》

1	竹原市障害者計画策定委員会設置要綱	75
2	竹原市高齢者・障害者施策推進本部設置要綱.....	78
3	竹原市障害者計画策定連絡会議設置要綱	80
4	策定経過.....	83
5	用語解説.....	84

総論

第1章 計画策定の趣旨と考え方

1-1 計画策定の意義

竹原市では、平成5年に改正された「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として「ノーマライゼーション」の理念の具体化、障害のある人の「主体性・自立性」の確保、人権の尊重、生活の質の向上等を基本理念とした「竹原市障害者計画」を平成9年3月に策定し、各種障害者施策の推進に努めてきました。

この間、法制度や社会情勢は大きく変化し、平成12年度に社会福祉基礎構造改革が実施され、社会福祉事業法の改正が行われたほか介護保険制度がスタートするなど、新しい福祉制度の枠組みが構築されました。この制度改革の一環として、平成14年度より精神障害者の在宅福祉サービスが市町村事業となり、平成15年度からは身体・知的障害者福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改める支援費制度がスタートしました。

また、高齢者や障害のある人が社会活動に参加しやすいまちづくりを推進するという観点から、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称 交通バリアフリー法）」、平成15年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称 ハートビル法）」が施行され、そして平成16年5月には「障害者基本法の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決し、同年6月に公布・施行されています。

このような社会福祉や障害福祉の大きな変革の中、国においては、平成14年12月に、障害者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」及び重点的に実施する施策・目標を定めた「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）を策定しています。

さらに、発達障害に関する国及び地方公共団体の責務や支援方策等を定めた「発達障害者支援法」が平成17年4月1日に施行されるとともに、障害のある人への支援を施設での保護中心から地域生活や就労中心への転換、市町村を実施主体に障害種別に分かれている各福祉サービスの一元化や相互利用を目指した「障害者自立支援法」と精神障害者を法定雇用率の対象にする「精神障害者雇用促進法」の制定が検討されています。

一方、広島県においても、広島県長期行動計画（昭和57年）、同第二次長期行動計画（平成6年）、広島県障害者プラン（平成10年）を経て、平成16年3月に地域で支え合いとともに生きる社会を目指した「広島県障害者プラン」を策定しています。

竹原市では、このような国や県の動向とともに、近年の障害の重度・重複化や障害のある人の高齢化、さらには個人の価値観や生活様式の多様化等による障害当事者を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市における障害者施策のあり方を具体的に明示した「竹原市障害者計画」を新たに策定し、官民一体となって施策を推進していきます。

1-2 計画の対象

本計画の対象範囲は、障害者基本法の理念に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者などとします。

このため、サービスの利用対象者は、各種手帳制度の認定者だけでなく、より幅広く障害のある人を対象とします。

1-3 計画の位置づけと役割

- ①本計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画で、国の「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」（平成 14 年 12 月策定）、「広島県障害者プラン」（平成 16 年3月策定）をはじめとする上位の関連計画との整合を図るものとなります。
- ②本計画は、「竹原市総合計画」（平成 11 年4月策定）に掲げる基本構想及び基本計画との整合を図りながら推進するものであり、本計画に位置づけられた施策は、市の実施計画に反映させ、財政状況等を勘案しながら実現に取り組むものとなります。
- ③本計画は、障害のある人の生活全般に係るものであり、「竹原老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」（平成 15 年3月策定）など、本市の関連計画との整合性に配慮しながら推進するものとなります。

1-4 計画の期間

本計画は、平成 16 年度を初年度とし、平成 25 年度を目標年度とする 10 か年計画です。なお、社会情勢の変化や障害者施策の制度・動向等を踏まえて計画の見直しを行います。

H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
本計画の期間									
竹原市総合計画（H11年度～H20年度）									
広島県障害者プラン（H16年度～H25年度）									

1-5 計画の策定体制

(1) 竹原市障害者計画策定委員会の設置

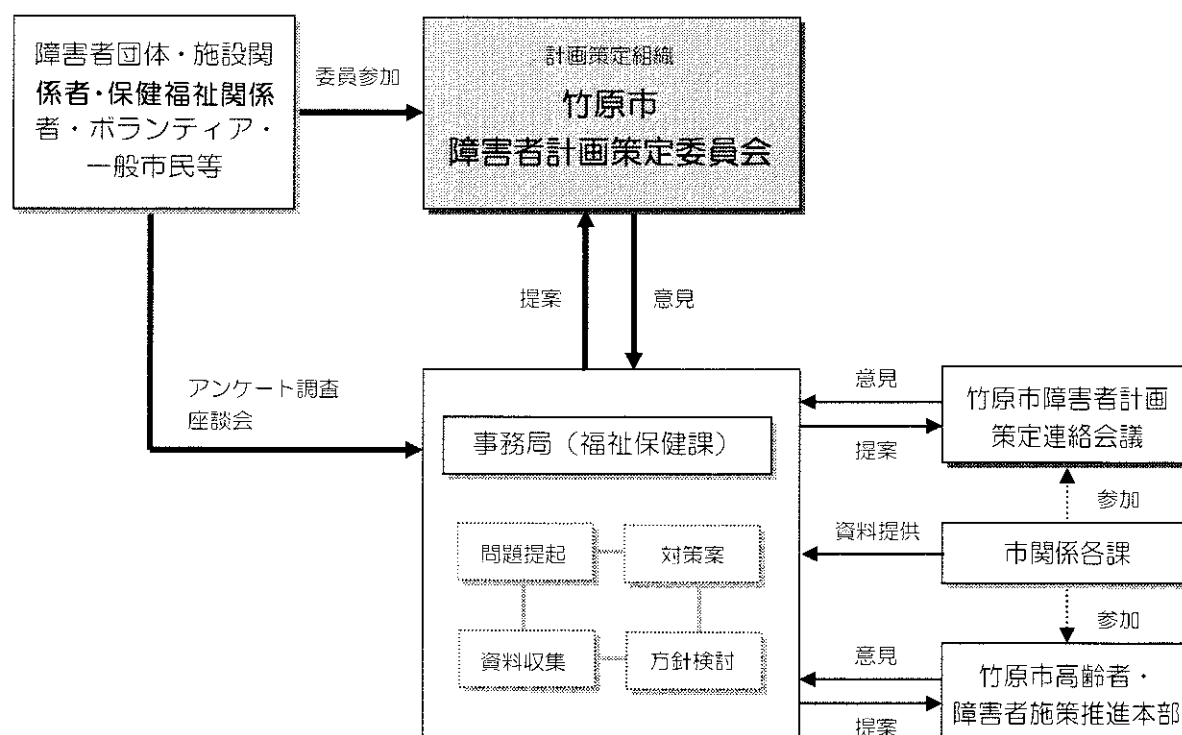
本計画の策定にあたっては、障害者団体・社会福祉施設・ボランティア団体・事業所・公共的団体・医療機関・行政機関等の関係などの計 15 名で構成される「竹原市障害者計画策定委員会」を設置し、計 4 回審議を行いました。

(2) 行政機関内部の体制

計画は、保健福祉分野だけでなく、障害のある人に係る分野の施策や事業を横断的に網羅する必要があります。

そのため、市行政内部における連携を確保するため「竹原市障害者計画策定連絡会議」を設置するとともに、関連の強い高齢者施策との調整及び総合的な施策の推進を図るために「竹原市高齢者・障害者施策推進本部」で総合的な調整を行いました。

《計画の策定体制》



(3) 計画対象者や市民の意見反映

本計画の策定にあたっては、広く市民の意見を反映させるため、竹原市障害者計画策定委員会を設置し市民の参画を行うとともに、平成 15 年9月に障害のある人や一般住民を対象としたアンケート調査を実施し、障害者施策へのニーズ等を把握しました。

アンケート調査の概要

(単位：票)

調査の目的	竹原市障害者計画策定のための基礎資料を得ることを目的とし、市内在住の身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者・一般住民を対象としたアンケート調査を行い、計画対象者の生活状況や各種サービス等に関するニーズの把握を行った。				
調査地域	市内全域				
調査対象者	身体障害者（児）・知的障害者（児）調査	市内在住の身体障害者（児）及び知的障害者（児）全数			
	精神障害者調査	市内在住の精神障害者全数			
	一般住民用調査	市内在住の一般住民（無作為抽出）			
調査期間	平成 15 年9月				
調査方法	郵送による配布・回収				
配布・回収結果	種類	配布数		回収数（集計対象数）	
	身体障害者（児）・知的障害者（児）調査	1,585	100.0%	883	55.7%
	精神障害者調査	147	100.0%	94	63.9%
	一般住民用調査	1,000	100.0%	423	42.3%

資料：福祉保健課

また、平成 16 年2月に“障害のある人が住みよいまち”をつくるために、行政や地域が力を入れていくべきことや充実すべき保健福祉サービス等をテーマとした関係者座談会を障害者サービス等実践者及び計画対象者を対象に開催し、より具体的な障害者施策のニーズ等の把握を行いました。

第2章 本市の概要

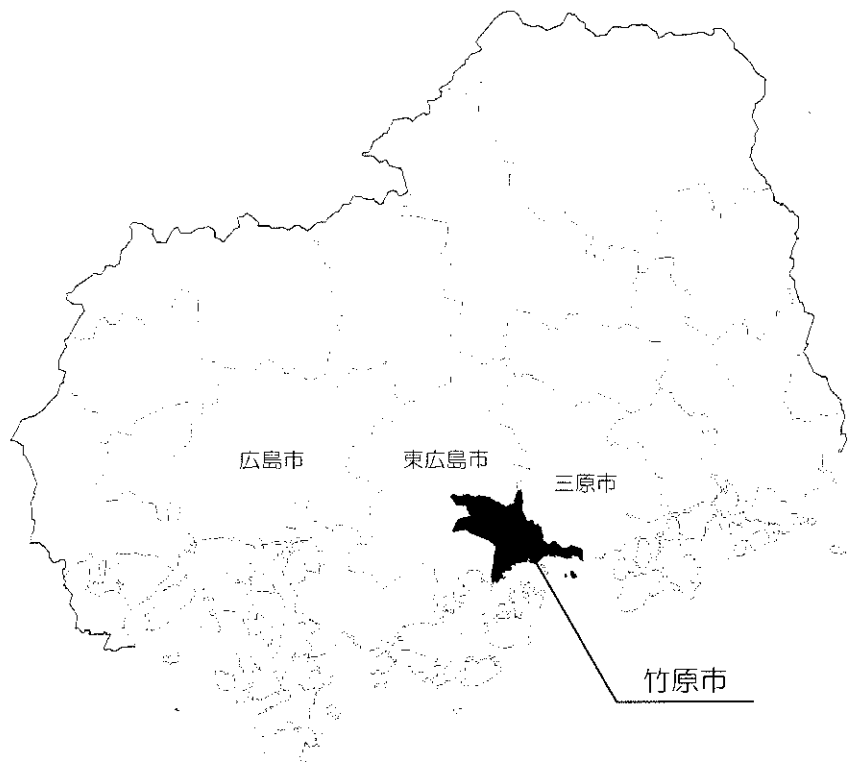
2-1 自然条件・社会的条件

本市は広島県のやや東よりの南部に位置し、東は三原市に、北と西は東広島市に接しています。南側は瀬戸内海沿岸部に面し、南流する賀茂川流域一帯を市域とし、その河口付近に市街地を形成しています。

市域東部に黒滝山・平家山・岩見山、北部に藤ヶ平山、西に包山・朝日山など、高度400～500mの概して急峻な山々に囲まれ、総面積は118.30km²でそのおよそ8割が山林や原野で占められています。地形的には東西に長い菱形のような形状をしており、豊かな緑と海辺につつまれたまちです。気象は、瀬戸内海温暖寡雨地帯であり、暮らしやすい自然条件に恵まれています。

交通条件は、国道2号が市北部を、国道185号が南部海岸線をそれぞれ東西に走り、国道432号が南北に横断して陰陽連絡道路の役割を果たしています。また広島空港、山陽自動車道など周辺地域における高速交通体系が整備され、利便性が高くなっています。そのほか、県道は主要地方道へ昇格した三原竹原線、東広島本郷忠海線や一般県道上三永竹原線など5路線がそれぞれ隣接市町村との連絡道路になっているほか、市内部に竹原吉名線など4路線があります。

また、本市にある公共輸送機関としては、鉄道・バス・船舶の3つの機関があり、鉄道は広島と三原を結ぶJR呉線が海岸線に沿って東西に走っており、市内には竹原、忠海等合わせて5駅あります。

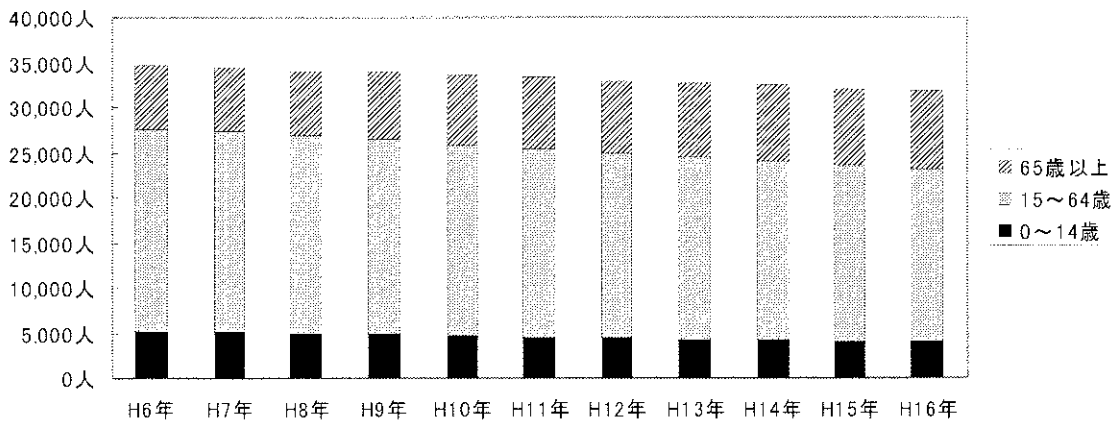


2-2 人口構造

人口構造の推移を住民基本台帳人口でみると、平成 16 年 3 月 31 日現在、総人口は 31,794 人となっており、その内訳は 0～14 歳が 3,960 人（総人口の 12.5%）、15～64 歳が 19,217 人（同 60.4%）、65 歳以上が 8,617 人（同 27.1%）となっています。

本市における人口構造の傾向は、総人口に占める 0～14 歳及び 15～64 歳人口の割合が減少し、逆に 65 歳以上人口の割合が増加していることから、いわゆる少子高齢化が進行している状態にあります。

住民基本台帳人口による人口構造の推移(各年3月31日)



年齢3階級別人口の推移

(単位：人)

	H6年	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
0～14歳	5,214	5,139	4,996	4,833	4,684	4,552	4,392	4,313	4,230	4,061	3,960
15～64歳	22,450	22,224	21,785	21,533	21,120	20,819	20,463	20,122	19,853	19,525	19,217
65歳以上	7,007	7,125	7,306	7,532	7,746	7,869	8,007	8,134	8,346	8,484	8,617
総人口	34,671	34,488	34,087	33,898	33,550	33,240	32,862	32,569	32,429	32,070	31,794

資料：住民基本台帳人口（各年3月31日）

2-3 障害者保健福祉圏域

広島県では、市町村域ではなく広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、7つの障害者保健福祉圏域を設定しており、竹原市は東広島市・黒瀬町・福富町・豊栄町・大和町・河内町・安芸津町・大崎上島町とともに「広島中央圏域」に属しています。

広島県障害者保健福祉圏域

(単位：人)

圏域名	構成市町村名(平成16年4月1日現在)	圏域人口	身体障害者	知的障害者	精神障害者
広島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、加計町、尚賢村、戸河内町、芸北町、大朝町、千代田町、豊平町	1,304,699	43,038	6,343	5,626
広島西	大竹市、廿日市市、大野町、湯来町、宮島町	156,537	5,404	813	504
呉	呉市、江田島町、音戸町、倉橋町、蒲刈町、能美町、沖美町、大柿町、安浦町、豊浜町、豊町	287,366	13,207	1,773	1,184
広島中央	竹原市、東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、大和町、河内町、安芸津町、大崎上島町	221,446	9,273	1,324	900
尾三	三原市、尾道市、因島市、本郷町、瀬戸田町、御調町、久井町、向島町、甲山町、世羅町、世羅西町	272,583	14,349	1,569	1,446
福山・府中	福山市、府中市、沼隈町、神辺町、油木町、神石町、豊松村、三和町	520,934	20,525	3,040	1,918
備北	三次市、庄原市、総領町、西城町、東城町、口和町、高野町、比和町	105,990	7,165	717	339
合計	65市町村(14市、51町村)	2,869,555	112,961	15,579	11,917

資料：広島県「障害のある人びとの福祉 2004」

*圏域人口：H16.3月末現在の住民基本台帳人口

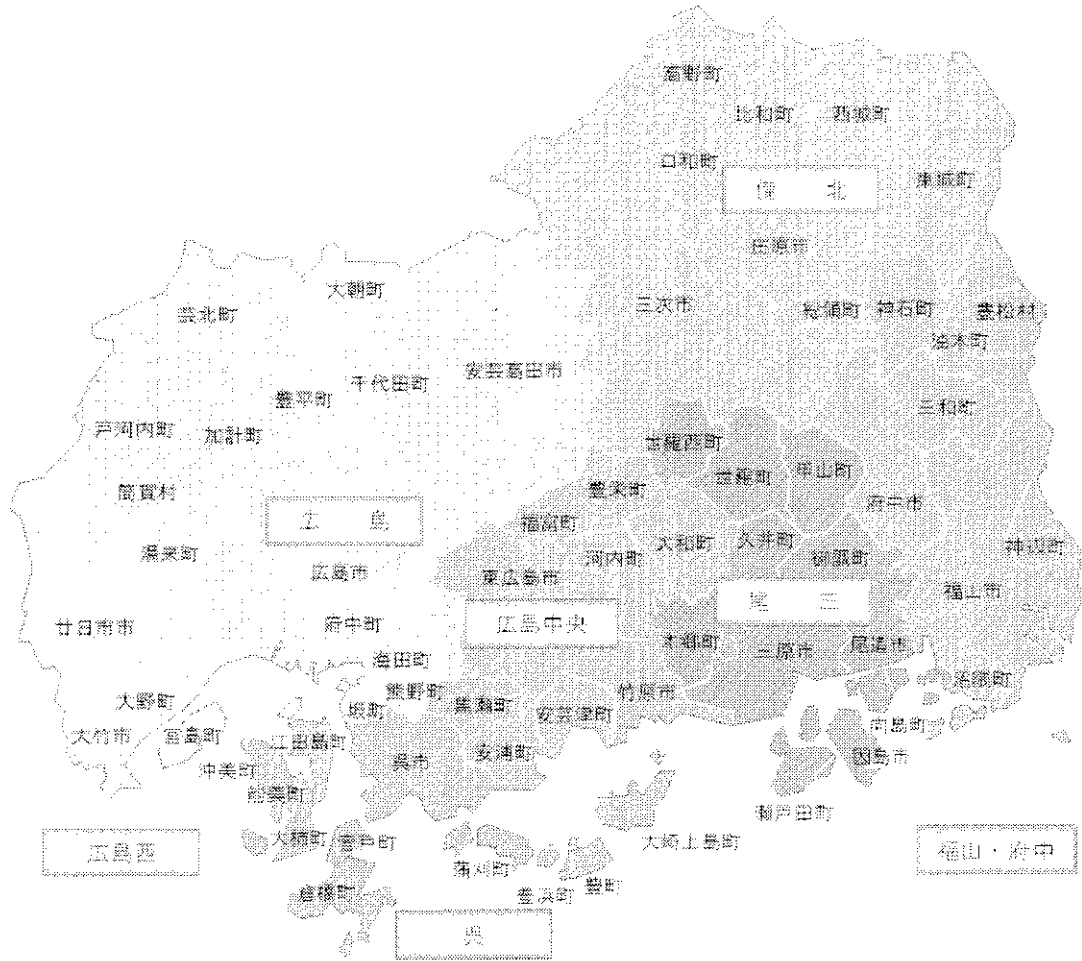
*市町村数：H16.4.1現在

*身体障害者：H16.4.1現在の身体障害者手帳所持者数

*知的障害者：H16.4.1現在の療育手帳所持者数

*精神障害者：H16.4.1現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数

広島県障害者保健福祉圏域図



*資料：広島県「障害のある人びとの福祉 2004」
 (H16.4.1.現在の市町村名)

第3章 障害者をめぐる状況

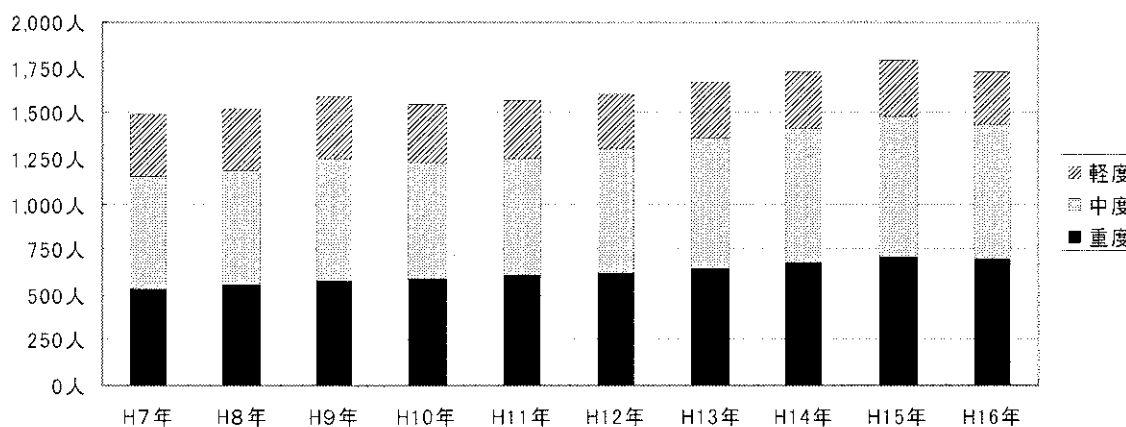
3-1 身体障害者数の推移

身体障害者数を平成 16 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳保持者数でみると、合計で 1,728 人となっており、同年 3 月 31 日現在の総人口（住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計）の 5.4% を占めています。

障害程度別では、重度（1 級及び 2 級）や中度（3 級及び 4 級）の増加がみられるとともに、年齢別では高齢化の傾向にあります。

障害部位別では、肢体不自由や内部障害が増加していますが、高齢化の進行に伴う寝たきり高齢者の増加やその後の疾病範囲の拡大等が理由の一つと考えられます。

障害程度別 身体障害者手帳保持者数の推移（各年 4 月 1 日）



障害程度別 身体障害者手帳保持者数の推移 (単位：人)

		H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
重度	1 級	280	307	335	341	356	372	382	407	431	430
	2 級	249	246	245	245	253	252	264	265	278	269
中度	3 級	323	325	352	344	339	352	372	385	398	393
	4 級	294	303	313	299	303	324	343	358	369	349
軽度	5 級	186	183	184	168	172	168	168	165	166	154
	6 級	162	164	166	150	148	137	140	140	146	133
合計		1,494	1,528	1,595	1,547	1,571	1,605	1,669	1,720	1,788	1,728

資料：福祉保健課（各年 4 月 1 日）

年齢別 身体障害者手帳保持者数の推移

(単位：人)

	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
18歳未満	25	23	24	25	22	20	23	22	25	24
18～39歳	114	111	110	99	105	102	101	104	97	90
40～64歳	449	436	432	419	410	412	414	403	412	395
65歳以上	906	958	1,029	1,004	1,034	1,071	1,131	1,191	1,254	1,219
合計	1,494	1,528	1,595	1,547	1,571	1,605	1,669	1,720	1,788	1,728

資料：福祉保健課（各年4月1日）

障害部位別 身体障害者手帳保持者数の推移

(単位：人)

	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
視覚障害	197	196	199	185	179	178	178	175	176	155
聴覚・平衡機能障害	220	219	222	208	207	197	205	207	211	192
音声・言語・そしゃく機能障害	18	18	18	14	14	16	17	17	14	14
肢体不自由	785	797	827	813	826	840	872	891	927	909
内部障害	274	298	329	327	345	374	397	430	460	458
合計	1,494	1,528	1,595	1,547	1,571	1,605	1,669	1,720	1,788	1,728

資料：福祉保健課（各年4月1日）

障害部位別・年齢別 身体障害者手帳保持者数（H16年4月1日現在）

(単位：人)

	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
視覚障害	1	7	27	120	155
聴覚・平衡機能障害	2	4	33	153	192
音声・言語・そしゃく機能障害	0	4	2	8	14
肢体不自由	14	63	229	603	909
上肢	3	17	84	178	282
下肢	2	13	83	265	363
体幹	8	26	58	158	250
運動機能障害	1	7	4	2	14
内部障害	7	12	104	335	458
心臓機能障害	7	10	46	196	259
腎臓機能障害	0	1	38	51	90
呼吸器機能障害	0	0	11	43	54
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	0	1	9	45	55
合計	24	90	395	1,219	1,728

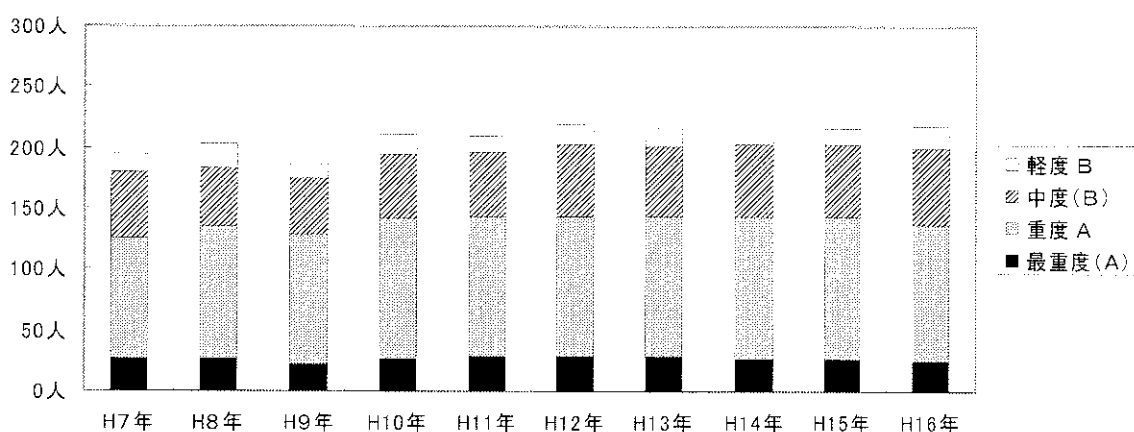
資料：福祉保健課

3-2 知的障害者数の推移

知的障害者数を平成 16 年 4 月 1 日現在の療育手帳保持者数でみると、合計で 218 人となっており、障害程度別の内訳では重度 A の 111 人が全体の約半数（50.9%）を占め最も多く、以下、中度（B）、最重度（A）、軽度 B と続いています。

年齢別では、18 歳未満が知的障害者全体の約 2 割、18 歳以上が約 8 割といった構成比率で推移しています。

障害程度別 療育手帳保持者数の推移（各年 4 月 1 日）



障害程度別 療育手帳保持者数の推移

（単位：人）

	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
最重度 (A)	27	26	22	27	28	28	28	27	26	25
重度 A	99	109	106	115	115	115	116	116	117	111
中度 (B)	53	48	46	53	53	60	57	59	60	64
軽度 B	16	19	12	16	13	16	15	15	13	18
合計	195	202	186	211	209	219	216	217	216	218

資料：福祉保健課（各年 4 月 1 日）

年齢別 療育手帳保持者数の推移

（単位：人）

	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
18 歳未満	37	40	37	33	33	37	35	34	34	39
18 歳以上	158	162	149	178	176	182	181	183	182	179
合計	195	202	186	211	209	219	216	217	216	218

資料：福祉保健課（各年 4 月 1 日）

平成 16 年 4 月 1 日現在の年齢別・等級別 療育手帳保持者数 (単位：人)

	最重度 (A)		重度 A		中度 (B)		軽度 B		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
18 歳未満	4	16.0%	13	11.7%	14	21.9%	8	44.4%	39	17.9%
18~39 歳	16	64.0%	35	31.5%	34	53.1%	5	27.8%	90	41.3%
40~64 歳	5	20.0%	51	45.9%	15	23.4%	4	22.2%	75	34.4%
65 歳以上	0	0.0%	12	10.8%	1	1.6%	1	5.6%	14	6.4%
合計	25	100.0%	111	100.0%	64	100.0%	18	100.0%	218	100.0%

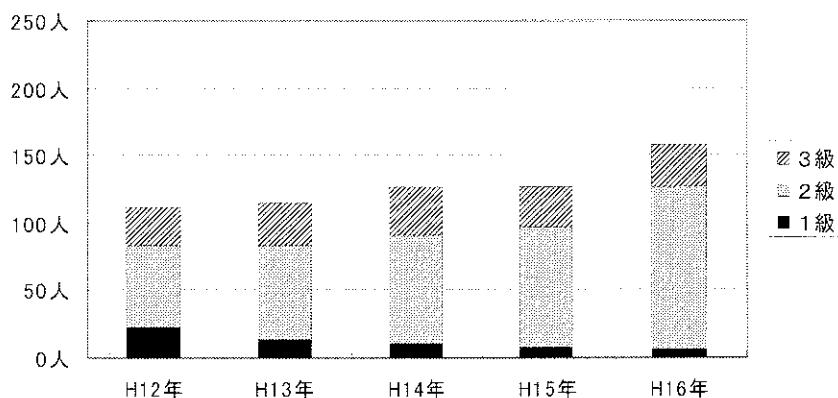
資料：福祉保健課

3-3 精神障害者数の推移

精神障害者数を平成 16 年 4 月 1 日現在の精神障害者保健福祉手帳保持者数でみると、合計で 158 人となっており、制度創設（平成 7 年度）以来、増加傾向にあります。

精神病院への入院及び通院患者（通院医療費公費負担制度利用者）では、通院患者の増加がみられます。

障害程度別 精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移 (各年 4 月 1 日)



障害程度別 精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移 (単位：人)

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
1級	23	14	11	7	6
2級	61	70	80	90	121
3級	27	31	36	30	31
合計	111	115	127	127	158

資料：福祉保健課（各年4月1日）

精神病院入院患者数及び通院患者数の推移 (単位：人)

	H12年	H14年	H15年	H16年
入院患者	48	42	47	48
通院患者	165	192	230	253
合計	213	234	277	301

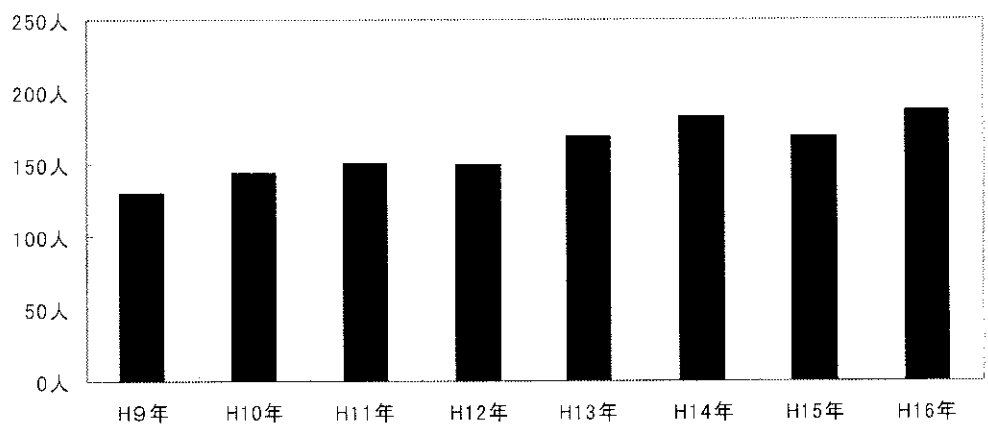
資料：福祉保健課（各年4月1日）

通院患者数は通院医療費公費負担制度利用者数

3-4 難病患者数の推移

難病患者数を特定疾患治療研究事業承認数でみると、平成16年4月1日現在、188人となっています。平成15年10月に対象が45疾患に拡大されたこともあり、平成9年の131人に対して1.4倍に増加しています。

特定疾患治療研究事業承認数の推移(各年4月1日)



特定疾患治療研究事業承認数の推移

(単位：人)

H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年
131	145	151	150	169	183	169	188

資料：福祉保健課（各年4月1日）

特定疾患治療研究事業の対象疾患

1	ベーチェット病	24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）
2	多発性硬化症	25	ウェグナー肉芽腫症
3	重症筋無力症	26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症
4	全身性エリテマトーデス	27	多系統萎縮症
5	スモン	28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）
6	再生不良性貧血	29	膿疱性乾癬
7	サルコイドーシス	30	広範脊柱管狭窄症
8	筋萎縮性側索硬化症	31	原発性胆汁性肝硬変
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	32	重症急性膵炎
10	特発性血小板減少性紫斑病	33	特発性大腿骨頭壊死症
11	結節性動脈周囲炎	34	混合性結合組織病
12	潰瘍性大腸炎	35	原発性免疫不全症候群
13	大動脈炎症候群	36	特発性間質性肺炎
14	ピュルガー病	37	網膜色素変性症
15	天疱瘡	38	プリオン病
16	脊髄小脳変性症	39	原発性肺高血圧症
17	クローン病	40	神経線維腫症Ⅰ型／神経線維腫症Ⅱ型
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	41	亜急性硬化性全脳炎
19	悪性関節リウマチ	42	バット・キアリ（Budd-Chiari）症候群
20	パーキンソン病関連疾患	43	特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）
21	アミロイドーシス	44	ライソゾーム病（ファブリー病含む）
22	後縦靭帯骨化症	45	副腎白質ジストロフィー
23	ハンチントン病		

資料：広島県「障害のある人びとの福祉 2004」

3-5 市内における障害者関連福祉施設等の整備状況

(1) 障害児のための施設

種類	施設名	設置主体	定員
知的障害児施設	中国芸南学園児童部	(社)中国新聞社会事業団	入所 10人
知的障害児通園施設	—	—	—
盲・ろうあ児施設	—	—	—
難聴幼児通園施設	—	—	—
肢体不自由児施設	—	—	—
肢体不自由児通園施設	—	—	—
重症心身障害児施設	—	—	—
重症心身障害児委託病棟	—	—	—
進行性筋萎縮症児委託病棟	—	—	—

資料：福祉保健課（平成 16 年 4 月 1 日現在）

(2) 身体障害者のための施設

種類	施設名	設置主体	定員
肢体不自由者更生施設	—	—	—
視覚障害者更生施設	—	—	—
内部障害者更生施設	—	—	—
身体障害者療護施設	聖恵	(社)聖恵会	入所 30人
身体障害者入所授産施設	聖恵授産所	(社)聖恵会	入所 60人 通所 15人
身体障害者通所授産施設	—	—	—
身体障害者小規模通所授産施設	—	—	—
身体障害者福祉工場	—	—	—
身体障害者福祉センターA型	—	—	—
身体障害者福祉センターB型	—	—	—
身体障害者福祉ホーム	—	—	—
身体障害者通所ホーム	ヘタニヤ荘	(社)聖恵会	通所 15人

資料：福祉保健課（平成 16 年 4 月 1 日現在）

(3) 知的障害者のための施設

種類	施設名	設置主体	定員
知的障害者入所更生施設	中国芸南学園第一成人部	(社) 中国新聞社会事業団	入所 70 人
	中国芸南学園第二成人部	(社) 中国新聞社会事業団	入所 30 人
知的障害者通所授産施設	ちゅうげい	(社) 中国新聞社会事業団	通所 20 人
知的障害者小規模通所授産施設	あさひ作業所	(社) あさひ	通所 14 人
知的障害者グループホーム	かぐやひめ	(社) 中国新聞社会事業団	入所 4 人
	ただのうみ	(社) 中国新聞社会事業団	入所 4 人
	くろたき	(社) 中国新聞社会事業団	入所 4 人
知的障害者福祉工場	—	—	—
知的障害者福祉ホーム	—	—	—
知的障害者通勤寮	—	—	—

資料：福祉保健課（平成 16 年 4 月 1 日現在）

(4) 精神障害者のための施設

種類	施設名	設置主体	定員
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	あゆみ荘	(医) 恵宣会	入所 20 人
精神障害者通所授産施設	虹工房	(医) 恵宣会	通所 20 人
精神障害者小規模通所授産施設	—	—	—
精神障害者福祉工場	—	—	—
精神障害者グループホーム	巽	(医) 恵宣会	入所 5 人
精神障害者福祉ホームA型	—	—	—
精神障害者福祉ホームB型	—	—	—
精神障害者地域生活支援センター	365	(医) 恵宣会	—

資料：福祉保健課（平成 16 年 4 月 1 日現在）

(5) 就労促進事業所

種類	施設名	設置主体	定員
心身障害者就労促進事業所	作業所「ゆうあい」	竹原市手をつなぐ親の会	通所 10人
精神障害者就労促進事業所	若竹作業所	竹水会	通所 19人

資料：福祉保健課（平成 16 年 4 月 1 日現在）

(6) その他の施設

種類	施設名	設置主体	定員
精神病床を有する病院	竹原病院	(医) 恵宣会	—
社会復帰支援活動事業（ソーシャルクラブ）	—	—	—
盲学校	—	—	—
ろう学校	—	—	—
養護学校	—	—	—

資料：福祉保健課（平成 16 年 4 月 1 日現在）

3-6 市内における支援費制度指定居宅支援事業者

種類	事業所名	法人名	定員
身体障害者居宅介護	ほのほの訪問介護事業所	(社) 竹原市社会福祉協議会	—
	聖恵ホームヘルプステーション	(社) 聖恵会	—
	ホームヘルプサービスステーション竹の子クラブ	(医) 楽生会	—
	(株) コムスン安芸竹原ケアセンター	(株) コムスン	—
知的障害者居宅介護	ほのほの訪問介護事業所	(社) 竹原市社会福祉協議会	—
	聖恵ホームヘルプステーション	(社) 聖恵会	—
	ホームヘルプサービスステーション竹の子クラブ	(医) 楽生会	—
	(株) コムスン安芸竹原ケアセンター	(株) コムスン	—
児童居宅介護	ほのほの訪問介護事業所	(社) 竹原市社会福祉協議会	—
	聖恵ホームヘルプステーション	(社) 聖恵会	—
	ホームヘルプサービスステーション竹の子クラブ	(医) 楽生会	—
	(株) コムスン安芸竹原ケアセンター	(株) コムスン	—
身体障害者デイサービス	竹原市在宅障害者デイサービスセンター	竹原市	通所 20 人
知的障害者デイサービス	—	—	—
児童デイサービス	—	—	—
身体障害者短期入所	聖恵	(社) 聖恵会	
知的障害者短期入所	中国会商学園第一成人部短期入所事業所	(社) 中国新聞社会事業団	
	中国会商学園第二成人部短期入所事業所	(社) 中国新聞社会事業団	
児童短期入所	中国会商学園第二成人部短期入所事業所	(社) 中国新聞社会事業団	
知的障害者地域生活援助 (グループホーム)	グループホームただのうみ	(社) 中国新聞社会事業団	入所 4 人
	グループホームかぐやひめ	(社) 中国新聞社会事業団	入所 4 人
	グループホームくろたぎ	(社) 中国新聞社会事業団	入所 4 人

資料：福祉保健課（平成 16 年 4 月 1 日現在）

第4章 障害者施策へのニーズ

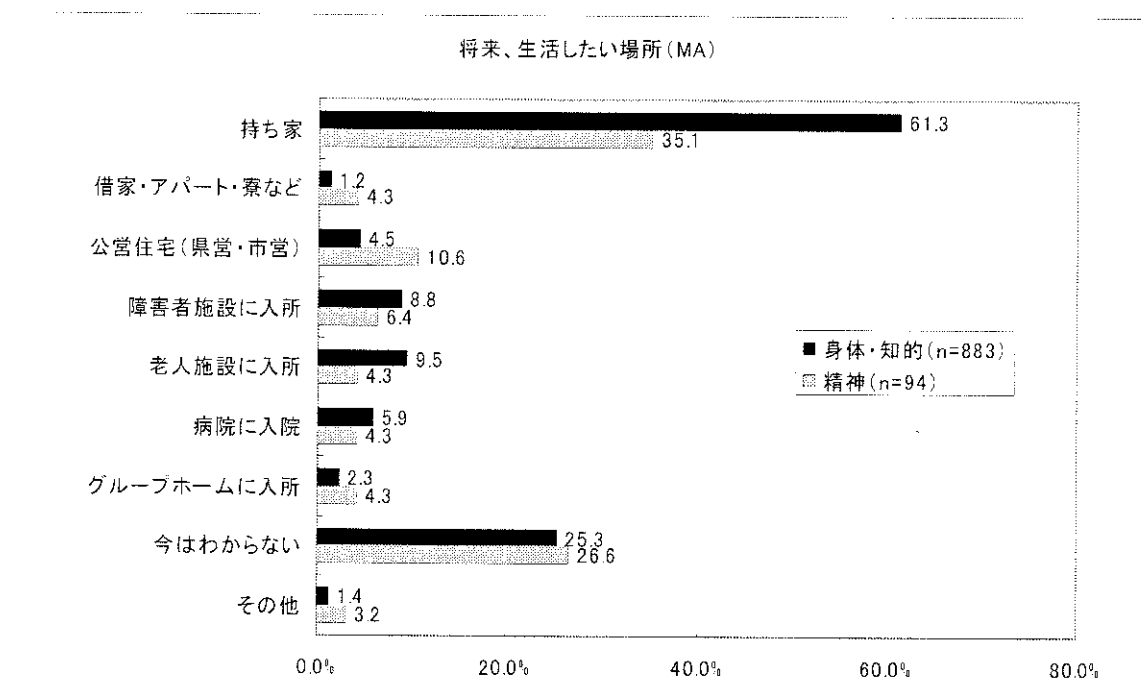
4-1 アンケート調査結果

(1) 将来、生活したい場所

身体・知的障害者、精神障害者ともに「持ち家」への回答が多く、在宅での生活に対する意向が高いことが伺えます。

身体・知的障害者については「持ち家」「今はわからない」に次いで、「老人施設に入所」が 9.5%となっていますが、回答者の約9割を占める身体障害者の高齢化が背景にあると考えられます。

精神障害者では「公営住宅（県営・市営）」が 10.6%となっており、「障害者施設に入所」の 6.4%を上回っています。



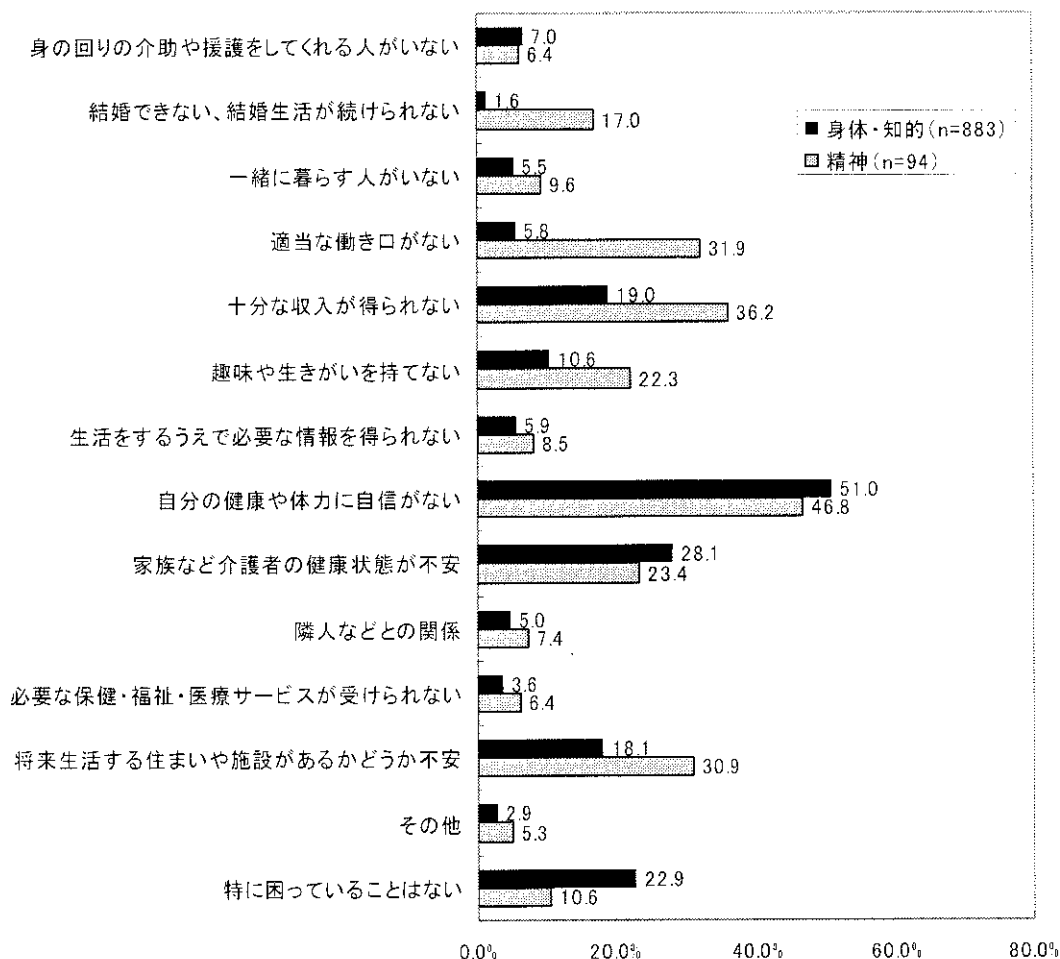
(2) 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

身体・知的障害者、精神障害者ともに「自分の健康や体力に自信がない」が 50%前後を占め、最も高くなっています。

身体・知的障害者では、次いで「家族など介護者の健康状態が不安」が 28.1%、「十分な収入が得られない」が 19.0%、「将来的に生活する住まいや施設があるかどうか不安」が 18.1%と続いています。「特に困っていることはない」との回答は 22.9%みられ、身体・知的障害者の中では第3位の回答となっています。

一方、精神障害者では「十分な収入が得られない」(36.2%)、「適当な働き口がない」(31.9%)など、就労に対して困難また不安に感じていると伺えるほか、「将来生活する住まいや施設があるかどうか不安」(30.9%)といった生活の基盤とも言える住環境へのニーズもみられます。

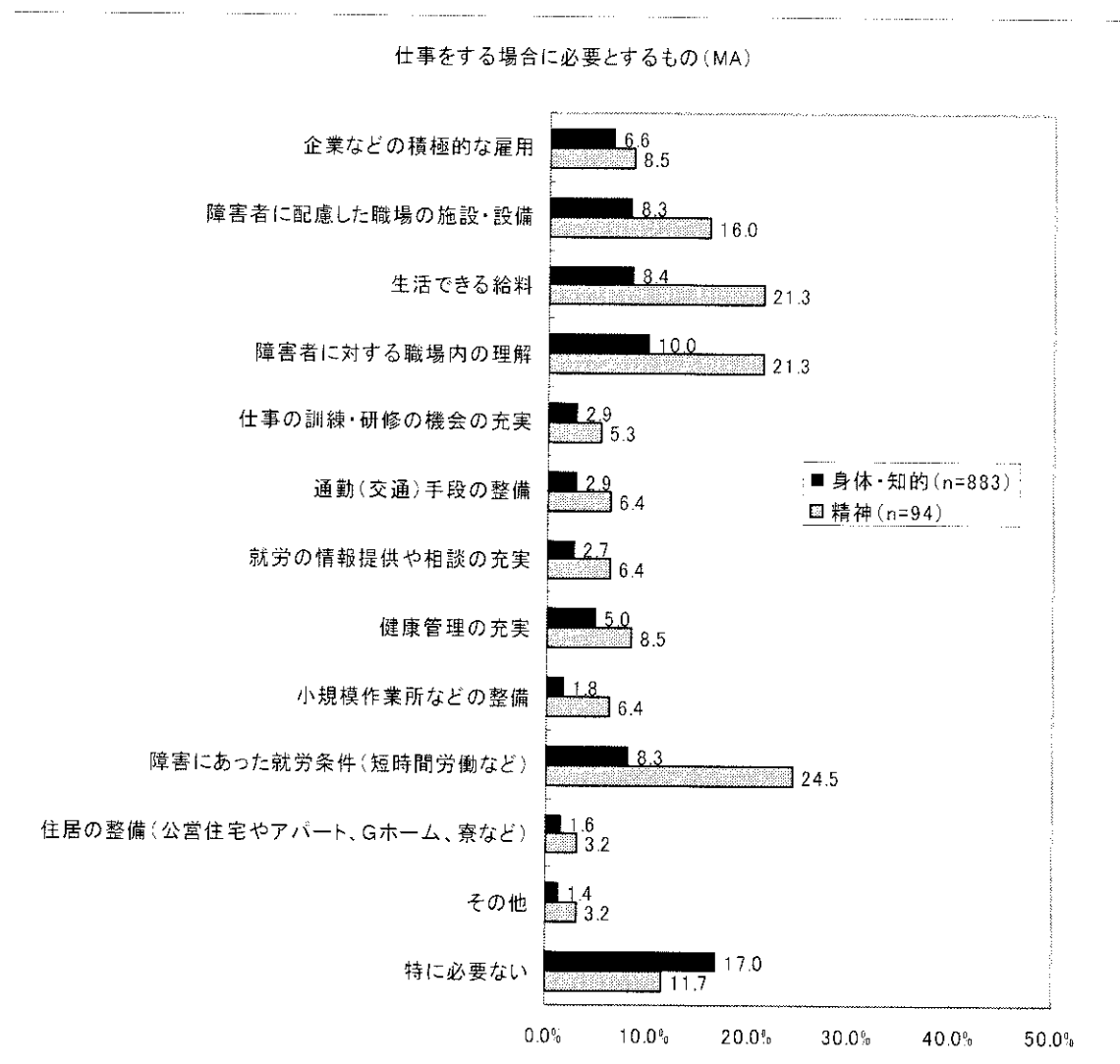
現在の生活で困っていることや不安に思っていること(MA)



(3) 仕事をする場合に必要とすること

身体・知的障害者では「特に必要ない」が17.0%で最も高くなっています。その他の回答では「障害者に対する職場内の理解」「生活できる給料」「障害者に配慮した職場の施設・設備」「障害にあった就労条件（短時間労働など）」などが10%程度が続いています。

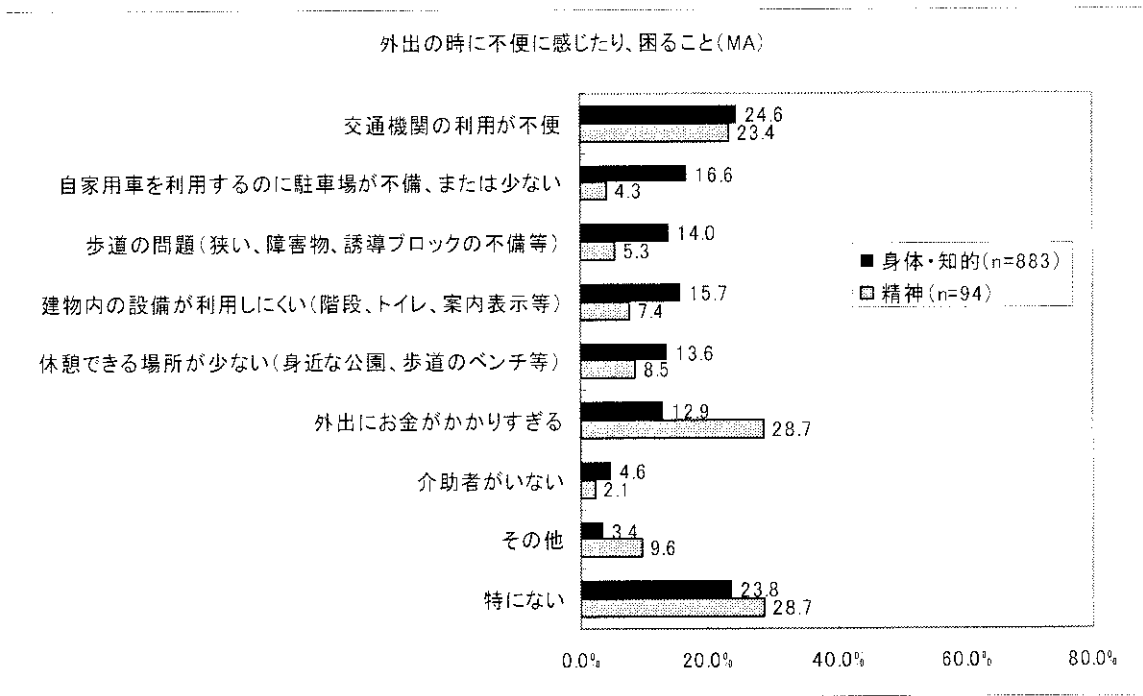
精神障害者においては「障害にあった就労条件（短時間労働など）」が24.5%で最も高く、僅差で「生活できる給料」「障害者に対する職場内の理解」がそれぞれ21.3%、「障害者に配慮した職場の施設・設備」が16.0%が続いていますが、これらは身体・知的障害者の回答と大差がみられ、就労環境の充実に対する高いニーズが伺えます。



(4) 外出の時に不便に感じたり、困ること

身体・知的障害者、精神障害者ともに「交通機関の利用が不便」「特にない」との回答が多くなっていますが、身体・知的障害者では、その他のハード面に関する回答も 15%前後みられます。

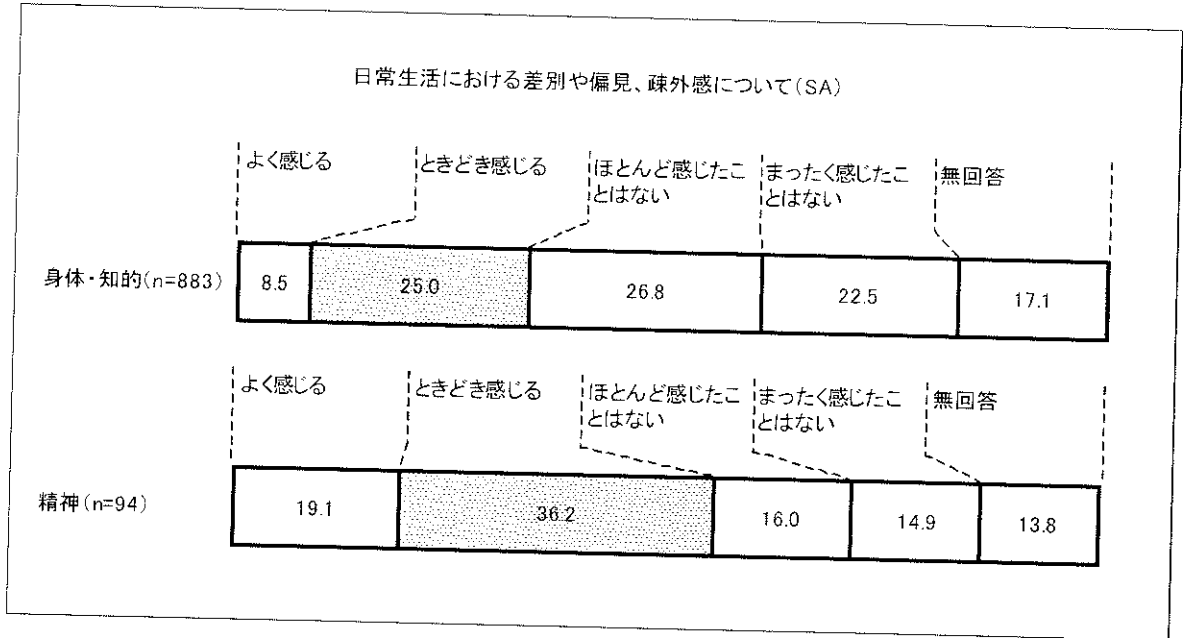
精神障害者では「外出にお金がかかりすぎる」との回答が「特にない」と同率で高く、身体・知的障害者の回答と差がみられます。



(5) 日常生活における差別や偏見、疎外感

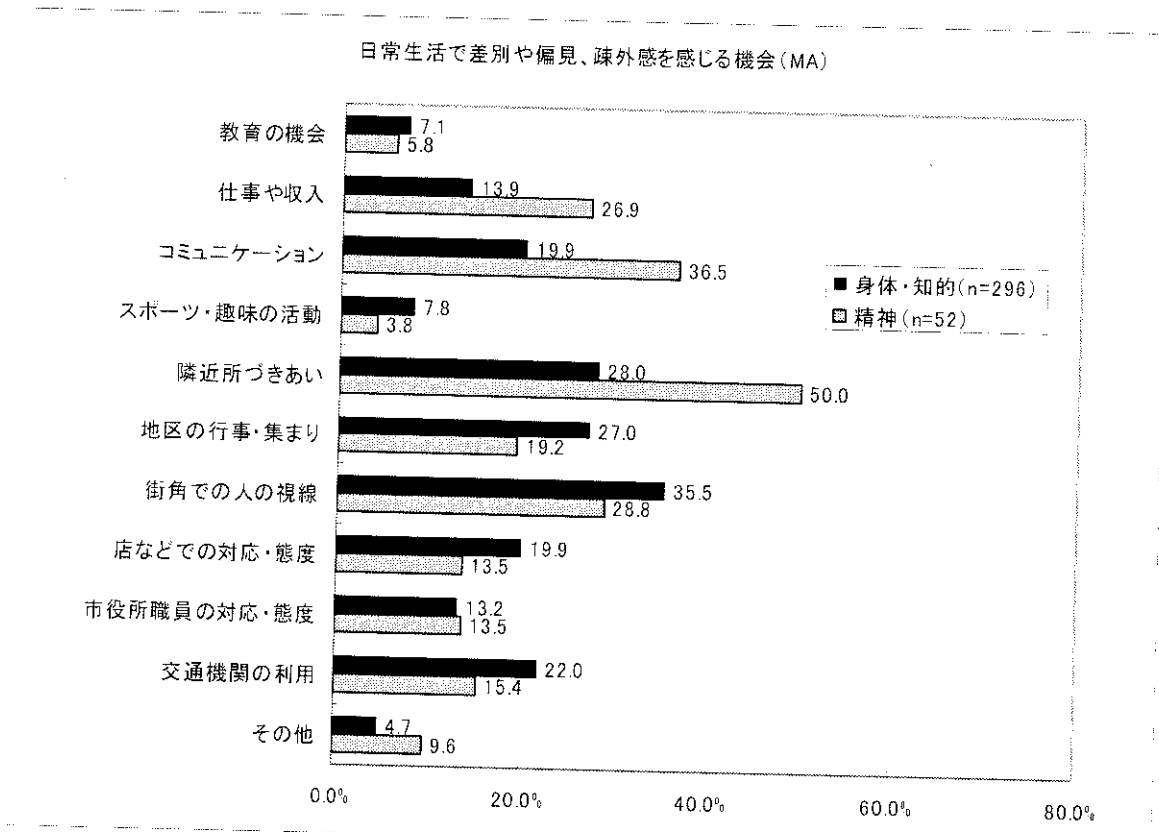
身体・知的障害者では「ほとんど感じたことはない」が 26.8%で最も高く、「まったく感じたことはない」(22.5%)と合わせると、49.3%を占めています。一方、「ときどき感じる」も 25.0%を占めており、「よく感じる」(8.5%)と合わせると、33.5%が差別や偏見、疎外感を感じています。

一方、精神障害者では「ときどき感じる」が 36.2%で最も高く、「よく感じる」(19.1%)と合わせると、55.3%が差別や偏見、疎外感を感じています。



差別や偏見、疎外感を感じる機会について、身体・知的障害者では「街角での人の視線」が35.5%で最も高く、次いで「隣近所づきあい」が28.0%、「地区の行事・集まり」が27.0%と続いています。

一方、精神障害者では「隣近所づきあい」が50.0%で最も高く、次いで「コミュニケーション」が36.5%、「街角での人の視線」が28.8%、「仕事や収入」が26.9%と続いており、このうち「街角での人の視線」を除く3つの回答については、身体・知的障害者より差別や偏見、疎外感を感じている様子が伺えます。

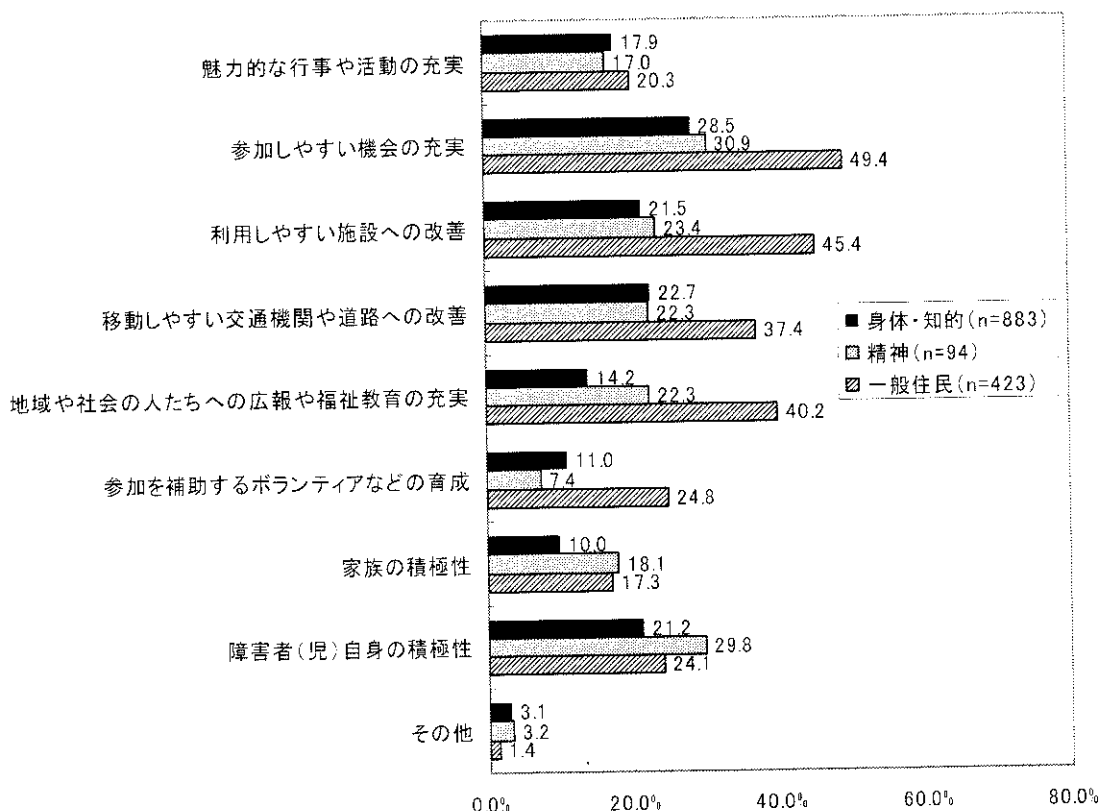


(6) 障害のある人が地域や社会に積極的に参加しやすくするために大切と思うこと

「参加しやすい機会の充実」「移動しやすい交通機関や道路への改善」「利用しやすい施設への改善」「魅力的な行事や活動の充実」については、身体・知的障害者、精神障害者ともに高く、「障害者（児）自身の積極性」「地域や社会の人たちへの広報や福祉教育の充実」「家族の積極性」では、身体・知的障害者より精神障害者の回答が高くなっています。

一方、一般住民では「参加しやすい機会の充実」が 49.4%で最も高く、次いで「利用しやすい施設への改善」が 45.4%、「地域や社会の人たちへの広報や福祉教育の充実」が 40.2%、「移動しやすい交通機関や道路への改善」が 37.4%と続いており、どれも身体・知的障害者、精神障害者より高くなっています。

障害のある人が地域や社会に積極的に参加しやすくするために大切と思うこと(MA)

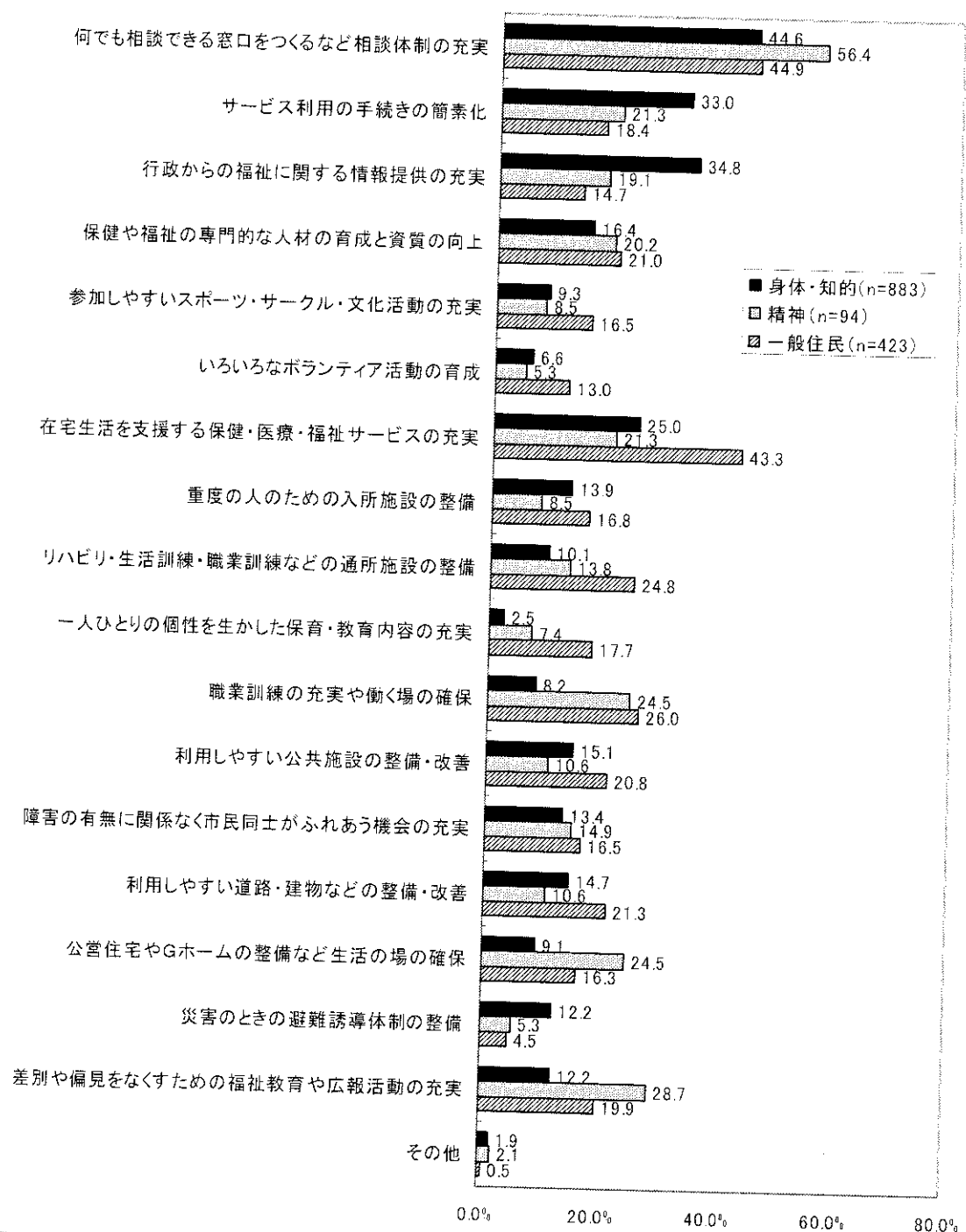


(7) “障害のある人が住みよいまち”をつくるために必要と考えること

身体・知的障害者、精神障害者、一般住民ともに「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高くなっています。

その他、身体・知的障害者では情報提供やサービス利用の手続きについて、精神障害者では差別や偏見をなくするための施策等に関するニーズが高くなっています。

障害のある人が住みよいまちをつくるために必要と考えること(MA)



4-2 座談会の結果

(1) 計画対象者

①今後、行政が力を入れていくべきこと

相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> • 相談や援助に関する窓口が分からない人が多いのではないか（広報などで具体的な事例を載せるなど周知方法の工夫が必要） • 市役所の入口に総合案内があったらよい（市職員 OB の活用など） • 自身の体験から進路に関する専門の相談窓口があったらよいと思う • 行政から出す文章は分かりづらいことがある。大きな字で分かりやすい表現などの工夫が必要だと思う
住環境	<ul style="list-style-type: none"> • 市営・県営などによるグループホームの設置（市営住宅への入居に規制があるのであればグループホームの整備を検討して欲しい） • 市営住宅入居の条件を障害者のために緩和して欲しい • 市営住宅に一人暮らし障害者が入居できるようにして欲しい
就労	<ul style="list-style-type: none"> • 職業訓練ができる場所をつくり、雇用促進につなげて欲しい • 雇用につながる教育、企業に対する障害者雇用を促進（事業主だけでなく現場における障害者に対する理解がないといけない） • 何はともあれ公共機関が障害者の雇用を拡大して欲しい
障害者への理解	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者を「人」として理解し心の垣根のない社会を目指して、小中高など幅広く生涯学習を推進する • 障害者のことをもっと理解して欲しい（精神障害者に対して社会が持っている間違ったイメージ等について）
制度等	<ul style="list-style-type: none"> • 医療費を高齢者と同程度に無料化 • 手帳提出による待ち時間の短縮 • 市内保育所における療育センター機能の設置や個別訪問の実施（専門的に相談する窓口がないのも問題） • 無年金の人の生活を考えて欲しい • 精神障害者3級対象者も福祉上乗せをして欲しい

②今後、地域が力を入れていくべきこと

<p>障害者への理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者が積極的に参加できる機会の創出とともに、講演やふれあい学習など子どもから大人までが障害者に対する理解を深めるための学習機会 • 行政における精神障害者への理解が何よりも必要であり、地域に意図や意欲があっても実現は不可能である • 定期的なアンケート調査の実施等による地域が障害者に対して無関心ではないことを知って欲しい • 高校生が授業のなかで作業所に来所するなど、以前に比べると障害者と接する機会は増えてきていると思う • 家族、社会、行政それぞれに偏見があるため、意見交換や互いが接する機会をもっと増やしてその垣根を無くすような活動をしていく必要がある（行政が担う役割は大きいと思う）
<p>就労</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用の機会をもっと拡大して欲しい
<p>見守り</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 介護者が病気や緊急等により介護ができなくなった場合の連絡体制（見守り） • 行政が地域での見守り活動や意識を醸成するために主導的に動いた方がよいと思う
<p>障害者側の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 家族の多くがしっかりとした病気や障害への理解が無いから、いつも受け身の構えで社会に生きており、この消極性を無くさなければ「地域」に受け入れる手立ては生まれない • 障害者も理解してもらうためには、積極的に地域や社会に出て行かなければならないと思う

③保健福祉サービスの充実について

<p>交通・移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 芸陽バスの運賃割引サービスは非常に有り難い制度である（一方、JRは距離制限があり広島よりも岩国まで行く方が安くなる） • 福祉タクシー券は有り難いが、ガソリン券やバスチケットへの変更も可能になるとよいと思う • JRの駅には階段があり使いにくい • 精神障害手帳もJRの割引対象にして欲しい • 作業所での収入を考えれば、通所等の交通費を援助して欲しい（他自治体では援助している例もある）
--------------	--

<p>制度等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者手帳の申請や更新手続きをもっと迅速にして欲しい（更新時期までに新しい手帳が交付されないケースがある） • 健康トレーニングルームやプールなど、企業が運営している施設の使用料の減免などを検討して欲しい • 障害者を人として理解してもらえる人が増え、人々とのつながりが強くできるよう、人材育成の場として社会福祉全体がリードして欲しい • いろいろなことについて話ができる場所、子どもと一緒に活動できる場所が欲しい • 精神障害に対する国における差別が社会の偏見差別を生む要因である（障害種類による予算や制度等の矛盾など） • NPO 法人の発足にあたって行政の援助が欲しい（土地の提供など）
------------	---

（２）障害者サービス等実践者

①今後、行政が力を入れていくべきこと

<p>障害者への理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害当事者を含む「障害者福祉制度について考える会」の発足（必要なサービスについて、なぜ竹原市では実施できないのか、またどうすれば実施できるのかなど、市民が考える機会の場として） • 生活支援センターにも社会資源の活用等に係る問い合わせや相談がよくあり、障害者福祉制度（他自治体の独自制度を含む）や生活スキル向上のための勉強会の定期的な開催も必要ではないか • 差別や偏見を無くすための教育や啓発活動 • 障害者への理解を深めるための公共機関や民間への啓発指導、民間企業に対しては市職員による直接的な指導することにより効果が期待できる • スーパーの障害者用駐車場がいつも空いていないなど、一般の人における障害者への理解が足りない（内部障害など見た目には障害者とは分からない場合もあるなど、一般の人が障害者のことをより理解できるよう啓発が必要であるため、条例で罰則を設けたり、障害者の車であることを示すマークや許可証の発行等も考えてはどうか） • 行政における聴覚障害者に対する理解（窓口対応等の充実） • 実態調査の実施による障害者がいる世帯等の把握（災害時における援助等に必要）
----------------	--

住環境	<ul style="list-style-type: none"> • 市営住宅入居規制等の緩和（空室がある場合における公募時期以外での優先入居、入居抽選での障害者世帯等の優遇措置、単身者入居の年齢制限など） • 市営住宅の活用によるグループホームの整備（他の自治体では新規に公営住宅を建設する際にグループホームも合わせて整備した例もあるが、整備にあたっては運営する法人とハードがセットであることが必要）
就労	<ul style="list-style-type: none"> • 就労機会の拡大（身障の通所における福祉的就労先が少ない） • 行政における雇用の拡大 • 精神障害者社会適応訓練事業などの協力事業所の拡大 • 現在、授産施設（精神）は定員を超えている状態であり、行き場の確保が課題となっている（ソーシャルクラブや作業所など福祉的就労の場の整備） • 生きがいという視点からの行き場（福祉的就労）と一般企業における就業など、就労をひと括りに捉えるのは無理があると思う（特に後者については、障害の状況に応じたスキルを高めるためのフォロー体制をつくるなど、体系化した就労支援の施策が必要である）
交通・移動	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉バスの増便 • 車椅子・白杖などの利用者が外出しやすい歩道の整備 • 公共施設のバリアフリー化（市庁舎における障害者用駐車場の位置・ふくしの駅玄関前の段差など）
関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> • 相談体制のネットワーク化をはじめ、医療・福祉・保健・教育など分野を超えた情報交換等の場が必要である（各分野の関係機関がそれぞれの考え方をもっているため連携が難しく、特に教育機関等の連携強化） • 行政における内部の連携も重要である（行政がどのような体制でやっているのか、もっと市民に分かるようにすればどこに相談すればよいのか迷うこともなくなるのではないか） • 学校における障害児の対応など、親と学校の問題とせず、関係機関も混ざって全体として一つのケースに対処していけるような体制が求められる • 地域からのニーズを的確に把握できる体制づくり（ボランティアグループなど）

<p>制度・サービス等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村障害者生活支援事業の継続実施 ● 継続的な精神障害者ホームヘルパーの養成研修、ホームヘルプ事業についての広報活動 ● 小規模、無認可施設への支援 ● 障害児の教育の保障（送迎・介護等の充実） ● 障害者の体力づくり等を目的としたバンブー公園へのフールの整備 ● 無年金者への救済
-----------------	---

②今後、地域が力を入れていくべきこと

<p>見守り・支援体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守り・声かけ・支援体制のネットワーク化（特に高齢の障害者は他人に迷惑をかけまいと不自由な生活をしているので） ● 障害者が気軽に相談したり頼める関係づくり、障害者が積極的に地域活動に参加できる環境の整備（啓発活動やボランティアの養成） ● 障害者からのニーズを的確に把握し、行政に伝達する体制づくり ● グループ活動への援助やフォローアップ研修など、ボランティアの育成を推進する必要がある（障害者もボランティアに参加するなどの活動も考えていってはどうか） ● 各地域にはボランティアが組織されているが、それぞれがどのような活動をしているのか、必要とする人が分かりやすい広報等の工夫も必要ではないか ● 民生委員児童委員と各関係機関との連携
<p>障害者への理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間アパート管理者や住人の障害者理解の促進、家賃の見直し ● 差別や偏見を無くすための教育や啓発活動
<p>障害者側の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉まつり等イベントへの障害者の積極的参加を促す

③保健福祉サービスの充実について

<p>交通・移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 郵便局のスロープや歩道の点字ブロック上に自転車等が置いてあり不便 • ショートステイを利用する際などに使える移送サービスがあったらよいと思う • 現在、社協が実施している移送サービスは目的等で制限があり、これとは違う移送サービスの整備を考えていくことも必要ではないか（行政による実施のほか、NPOによる実施の場合は車両購入費補助など実施に向けた幅広い検討も含め、幅広く検討） • 精神障害者へのタクシー券の発行 • 付添い、見守り、訓練等を目的とした外出支援（ガイドヘルパーの養成・実施）
<p>制度・サービス等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 学齢期のデイサービス（日中活動）や知的障害者のデイサービス（入浴・食事） • 支援費制度におけるデイサービス事業の実施 • 障害者施設等の周知（利用促進のためのPR） • 通院医療費公費負担制度の自己負担分5%の補助 • 精神障害者を対象としたホームヘルプサービスの利用者が少ない（対象者がサービスの存在を知らないこともあるので、広報活動の必要性を感じている） • 提供するヘルパーのマンパワーも不足していると思う（サービスの周知だけでなく募集や要請も重要）

基本構想

第1章 計画の基本理念と目標

1-1 基本理念

本市では、前計画において、①ノーマライゼーションの理念の具体化、②障害のある人の主体性・自立性の確保、③人権の尊重、④生活の質の向上を計画の基本理念として掲げ、“ともに生きる やすらぎと思いやりのまち”の実現を目指してきました。

本計画では、これら前計画における基本理念を継承しながら、障害のある人が自己選択と自己決定をもとに社会活動に参加・参画し、住み慣れた地域社会で自立した生活が送れるような社会の構築を目指して、計画の基本理念を次のように設定します。

(1) ノーマライゼーションの理念の具体化

障害のある人が生活の豊かさや社会参加している実感と誇りをもって地域社会の一員として住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを目指すためには、社会全体における障害者への理解が不可欠であるため、人権の尊重とともに「ともに生きる社会づくり（ノーマライゼーション）」の理念の浸透と具体化に努めます。

(2) 自立と自己決定の尊重

人は誰もが、生きがいをもって自分らしく生きることを望んでおり、自分の生活のあり方や人生設計を自ら選択、決定し、実行したいと願っています。そのため、障害のある人における生活の質の向上とともに「自分らしいライフスタイル」を実現できるよう、一人ひとりの自立と自己決定を尊重する社会づくりに努めます。

(3) とともに支えあう地域社会の実現

住み慣れた地域で特別な扱いを受けることなく、他の人々とともに社会生活を営めるようにするためには、障害のある人が暮らす地域社会の理解が不可欠であるため、障害のある人・家族・ボランティア・地域住民などの市民と行政が協力して、ともに支えあう地域社会の実現に努めます。

1-2 基本目標

本計画では、計画の基本理念を実現するために3つの基本目標を設定し、次のような体系で総合的に障害者施策を推進していきます。

目標1 地域でいきいきと暮らすために

1-1 雇用・就労の促進

- ①企業への雇用促進
- ②市及び行政機関の雇用促進
- ③福祉的就労機会の充実
- ④障害当事者の起業支援

1-2 社会参加を促進するための環境整備

- ①バリアフリーのまちづくりの推進
- ②情報のバリアフリーの推進
- ③移動サービスの充実

1-3 生涯学習・文化・スポーツ活動の支援

- ①生涯学習の充実
- ②スポーツ・レクリエーションの振興

1-4 生活訓練機会の充実

- ①通所施設における生活訓練の充実

1-5 障害児保育・教育の充実

- ①乳幼児期の保育・教育の充実
- ②学齢期教育・放課後対策の充実

目標2 地域で安心して暮らすために

2-1 在宅サービス等の充実

- ①在宅生活支援サービスの充実
- ②地域生活への移行促進
- ③経済的な支援

2-2 保健・医療サービスの充実

- ①障害のある人や家族の健康づくりの推進
- ②障害の原因となる疾病等の予防と早期発見・早期療養体制の確立
- ③地域リハビリテーションの充実
- ④障害者医療の充実

2-3 多様な生活の場の整備

- ①障害者グループホーム等の充実
- ②入所施設の充実
- ③障害者が暮らしやすい住宅の確保

2-4 相談体制の充実とサービスの質の向上

- ①相談窓口の充実
- ②サービスの質の向上

2-5 安全な暮らしの確保

- ①防災対策の推進
- ②防犯・交通安全対策の推進

目標3 とともに支えあう地域社会の構築のために

3-1 啓発・広報、福祉教育の充実

- ①啓発・広報活動の充実
- ②福祉教育の推進
- ③人権教育等の推進
- ④権利擁護の推進

3-2 地域活動の推進

- ①地域福祉活動の推進
- ②地域における交流機会の充実

3-3 福祉人材の養成

- ①専門人材の養成・確保
- ②ボランティア等の養成・確保

3-4 計画推進体制の整備

- (1) 計画を推進するための役割分担
- (2) 計画の進行管理
- (3) 計画推進における障害当事者の参画機会の提供
- (4) 市民と行政の協働システムの確立

基本計画

目標1 地域でいきいきと暮らすために

1-1 雇用・就労の促進

(1) 現状と課題

就労は障害のある人にとって、地域での自立生活を営むための経済的基盤の確保や働くことによる生きがいづくりなど、非常に重要な施策と位置付けられます。

国では「障害者の雇用の促進等に関する法律」を制定し、民間企業・国・地方公共団体に対して、一定の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者または知的障害者を常時雇用することを定めています。

平成16年6月1日現在、竹原公共職業安定所（竹原ハローワーク）の管内（竹原市、安芸津町、大崎上島町、豊町、豊浜町）における一般民間企業法定雇用率（1.8%）の達成状況は0.97%となっており、県及び全国の数値より低くなっています。

国の法定雇用率

機関等		法定雇用率	法定雇用率が適用される機関等の規模
民間企業	一般の民間企業	1.8%	常用雇用者数56人以上の企業
	特殊法人等	2.1%	常用雇用者数48人以上の特殊法人等
国、地方公共団体		2.1%	職員数48人以上の機関
都道府県等の教育委員会		2.0%	職員数50人以上の機関

資料：障害者の雇用の促進等に関する法律

法定雇用率の達成状況

	実雇用率		法定雇用率未達成企業の割合	
	H15年	H16年	H15年	H16年
竹原管内	1.31%	0.97%	55.0%	52.2%
広島県	1.61%	1.50%	55.7%	55.7%
全国	1.48%	1.46%	57.5%	58.7%

資料：竹原公共職業安定所（各年6月1日現在）

竹原公共職業安定所管内における障害者の登録状況

(単位：人)

		全体					
		身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他障害者
			重度		重度		
有効求職者数	85	47	13	9	1	29	0
就業者数	102	69	23	27	7	5	1
保留者数	66	38	14	21	6	6	1
合計	253	154	50	57	14	40	2

資料：竹原公共職業安定所（H16年3月1日現在）

アンケート調査結果においても、精神障害者を中心に「十分な収入が得られない」や「適当な働き口がない」といった意見がみられ、就労に対して不安や困難な状況を抱えている様子が伺えるように現実はいへん厳しいものとなっています。

また、せっかく就職したにもかかわらず、厳しい雇用環境の中、離職を余儀なくされる場合があるなど、再就職に向けた支援も課題と認識されます。

今後は、障害のある人の雇用を進めている企業への優先的な対応を講じるなど、就労の確保に向け、より積極的な施策が必要であるとともに、就労が困難な障害のある人への支援として授産施設等の充実も求められます。

(2) 主要施策

①企業への雇用促進

- 障害があっても職業的能力を開発し適切な就労ができるよう、広島障害者職業能力開発校、広島県立高等技術専門校、広島障害者職業センター、竹原公共職業安定所（竹原ハローワーク）などの機関が実施している求職・職業相談、職業紹介、職場適応訓練等について、広報等の活用による十分な情報提供に努め、職業的リハビリテーションを奨励します。
- 障害のある人の雇用が一層促進されるよう、市内企業に対して竹原公共職業安定所（竹原ハローワーク）との連携による雇用のPRを実施するとともに、市における物品購入や各種事業の発注の際に、法定雇用率を超えて積極的に雇用している企業等の優先発注や優先指名等の優先策の導入について検討していきます。

〔主な担当課：商工農政課・財政課〕

②市及び行政関係機関の雇用促進

- 市における職員採用にあたっては、引き続き計画的な職員採用に努めるとともに、障害のある人の実習受け入れを検討します。
- 行政関係機関に対して、実習受け入れと雇用の促進を積極的に働きかけていきます。

〔主な担当課：総務課〕

③福祉的就労機会の充実

- 企業への就労が困難な人における身近な地域での就労の場を確保するため、関係機関との連携のもと市内にある授産施設の活用・充実に努めていきます。
- 就労促進事業所（小規模作業所）については、多くの障害のある人の働く場として、また日中活動の場としても大きな役割を担っていることを踏まえ、引き続き支援していくとともに、より安定した運営が期待できる社会福祉法人による障害者小規模通所授産施設への移行を促進します。
- 市における授産製品等の優先発注に努めるなど、授産製品等の販路拡大と販売支援を促進するとともに、授産製品等の商品開発の支援を行います。

〔主な担当課：福祉保健課〕

④障害当事者の起業支援

- 技能習得や受注の援助等により障害のある人によるITサービス事業を支援するなど、関係機関や市内企業等との連携のもと、障害当事者の起業支援策を検討していきます。

〔主な担当課：商工農政課・福祉保健課〕

県内の主な職業訓練・指導機関

施設名	事業内容
公共職業安定所（ハローワーク）	<p>担当の職員及び職業相談員が配置されており、ケースワーク方式により入念な職業相談が行われています。求職申し込みをすると障害の状況、技能、知識、適性、希望などが綿密な相談のうえ登録され、職業紹介や就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。</p>
広島障害者職業センター	<p>障害のある人に対しては、職業相談をはじめ職業能力・適性等の評価から就職後のアフターケアに至るまでを、また、事業主に対しては、雇い入れ、配置等の雇用管理、作業施設等の改善に関する相談・助言等を総合的に行っています。</p> <p>また、就労に不安がある人のために、職業生活に必要な基本的な労働習慣や職場での適切な対人態度を身につけることを目的とした職業準備訓練（8週間）や職場で支援するジョブコーチ支援事業（1～4ヶ月の適切な期間）等を行っています。</p>
広島地域障害者雇用支援センター	<p>障害の程度に応じ、職業生活に必要な基本的な労働習慣や職業能力などを身につけることを目的とし、就業前の準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行っています。</p>
みどりの町障害者就業・生活支援センター	<p>障害のある人の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行うことを目的とし、関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなどを行っています。</p>
広島障害者職業能力開発校	<p>障害のある人に対し、その能力や適性に応じた技能訓練を実施しています。</p>

資料：広島県障害者プラン

1-2 社会参加を促進するための環境整備

(1) 現状と課題

本市では、平成 13 年より都市部を中心にバリアフリー重点整備区域を設け、道路歩行空間の整備事業を実施していますが、今後も障害のある人の社会参加の促進に伴う多様な希望に対応するため、建築物のバリアフリーに取り組んでいく必要があります。

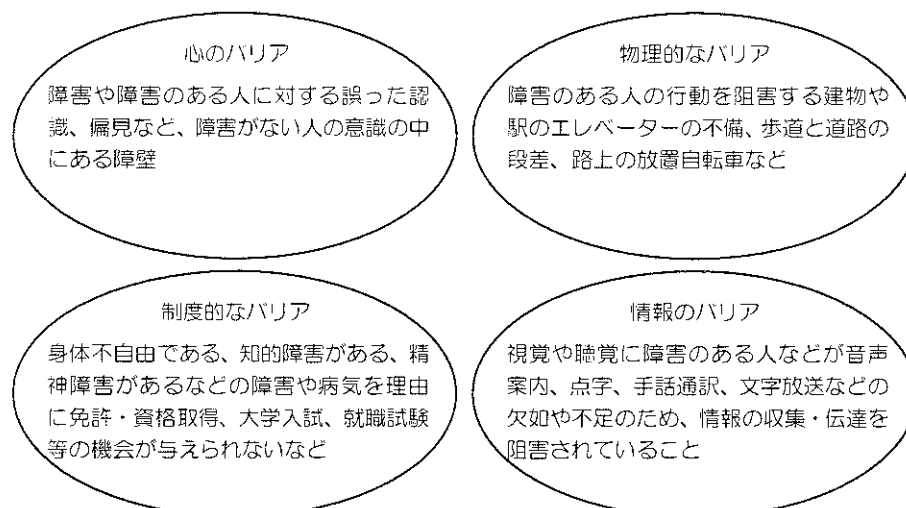
移動・外出に関しては、アンケート調査結果において身体・知的障害者及び精神障害者からは「交通機関の利用が不便」や「外出にお金がかかりすぎる」といった意見、一方、一般住民からは「利用しやすい施設・移動しやすい交通機関や道路への改善」が地域や社会に障害者が積極的に参加するためには必要といった意見が多くみられ、社会参加の前提とも言える移動環境の充実が強く求められていると言えます。

また、一口にバリアフリーといっても、そこにはさまざまな意味が含まれ、従来から言われているハード面のバリアフリーのほか、ハード整備を補完するソフトの施策としてボランティア等による援助体制、情報面やコミュニケーション手段に関するバリアフリー化の推進が重要視されています。

県では、平成 16 年に障害のある人の情報技術（IT）の利活用に係るサポートを総合的に行う拠点として「広島県障害者 IT サポートセンター」を設置し、情報提供・IT 相談・パソコン講習会をはじめ、身近な地域で活躍するパソコンボランティアの養成研修を実施しており、今後、障害のある人の情報格差（デジタル・デバイド）の解消による社会参加及び在宅就労促進に寄与していくことが期待されます。

障害のある人が社会参加するためには、こうしたトータルなバリアフリー化を推進し、差別や偏見のないまちづくりを目指した環境整備が必要であると考えます。

障害のある人が日頃感じているさまざまなバリア（障壁）



(2) 主要施策

①バリアフリーのまちづくりの推進

- 障害のある人に配慮したまちづくりを市民と行政が一体となって総合的に推進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称 交通バリアフリー法）」、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称 ハートビル法）」、「身体障害者補助犬法」、「広島県福祉のまちづくり条例」等の普及啓発に努めます。
- 本市独自の福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、今後もバリアフリー重点整備区域の設定等による歩道の段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、安全・安心な道路歩行空間の整備に取り組むとともに、障害のある人の公共施設の利用を促進するため、身近な活動拠点である地区公民館を含めた公共的建築物のバリアフリー化を計画的に進めます。
- 総合公園・近隣公園・住区公園については、多目的トイレ、スロープ、手すり、遊歩道等の整備など、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点で充実に努めていきます。
- 障害のある人が利用しやすい道路や公共的建物等をはじめとする生活環境の整備に向けて、障害者や関係機関の参画を図りながら調査・研究を進めるとともに、福祉マップの作成やマスタープラン等の策定に取り組みます。
- 広報等による市民や企業・商店等の協力を求めながら、路上の看板や放置自転車などの障害物の除去、障害者専用駐車スペースの確保をはじめ、不特定多数の市民が利用する公共的な民間施設のバリアフリー化を促進します。
- 地域におけるボランティア等の協力により、交通ガイドボランティアをはじめ、ハード整備を補完する人的支援体制づくりにも取り組んでいきます。

〔主な担当課：都市整備課・建設課〕

②情報のバリアフリーの推進

- 広報や議会だより等をはじめとする市の発行物については、障害のある人に配慮した適切な活字の大きさ、配色、ふりがな表記、わかりやすい表現等に配慮するとともに、点字版や音声版の発行・周知に努めます。
- 視覚障害者に対する公的な郵便物について、発信元等の点字表示、音声表示化を推進します。

- 障害のある人の利用に配慮し、公共施設内の案内表示を可能なものから整備します。
- インターネットの高度活用を図り、情報の提供・収集に努めるとともに、市ホームページの改新にあわせ、より障害のある人に配慮したホームページを構築します。
- 今後、情報通信技術の進展や市民の利便性向上のため行政サービスの電子化が進むことが予想されますが、その際には視覚障害、聴覚障害などがある人にとって情報障害が起こらないよう、ユニバーサルデザインの視点での整備に努めていきます。
- 情報バリアフリー化支援事業として IT 機器購入助成の実施を検討するほか、障害に応じたパソコンなど IT 機器を使用した講習会の実施を支援し、利用の促進を図ります。
- 点字・手話・要約筆記などの各分野で実施されている講習会を支援するとともに、視覚障害や聴覚障害、知的障害などコミュニケーションに関する障害について、市民の理解を深めるための啓発に取り組んでいきます。
- 本市職員に対して、手話・点字の研修を実施するとともに、広く、企業等他の事業主体等へも情報バリアフリーの推進の働きかけを行います。

〔主な担当課：企画政策課・総務課・各課〕

③移動サービスの充実

- 交通の手段を持たない障害のある人や高齢者への外出支援として市が運行している福祉バスについては、路線や乗降場所、便数など、ニーズの把握を行いながら充実に努めていきます。
- 路線バスへのノンステップバスの導入促進、民間リフト付きタクシーの運行台数の増加等について関係機関事業者等へ要請します。
- 福祉タクシー券の発行や身体障害者自動車改造費助成、身体障害者自動車運転免許取得費補助など、助成・補助制度の周知と適切な推進を図ります。
- 支援費制度の導入により居宅介護事業に組み込まれましたガイドヘルパーの充実について、関係機関との連携のもと充実に努め、障害のある人の外出支援を促進していきます。

〔主な担当課：総務課・福祉保健課〕

1-3 生涯学習・文化・スポーツ活動の支援

(1) 現状と課題

今日、日常生活におけるゆとりや生きがいといった精神的な豊かさや生活の質が強く問われており、生涯学習やスポーツ・レクリエーションへのニーズが高まっています。このことは、障害のある人の生活の質を向上する観点からも大きな課題であると認識されます。

本市においても、美術館における展覧会や美術教室・講座、公民館における生涯学習の講座など、多様な学習機会や文化芸術活動の機会を提供していますが、今後は障害のある人にとっても参加しやすい場の提供に、より一層配慮していく必要があります。

さらに、スポーツは機能訓練としての効果や障害の受容等に関する効果があるとされています。障害のある人が自己実現に向けてそれぞれが関心を持つ活動に自発的に参加できるよう支援していくことにより、そこからさまざまな交流の場が生まれ、社会参加への可能性が広がることが期待されます。

(2) 主要施策

①生涯学習の充実

- 講演会等の開催にあたっては、手話通訳の確保や車イスに配慮した会場づくり等に努めるとともに、公民館や美術館等で開催している各種講座や創作活動においても、障害のある人の参加に配慮した場の提供に努めます。
- 障害がある人の生涯学習を促進するため、図書館における字幕ビデオ等の視聴覚資料をはじめ、録音図書、点字図書、大活字本等の資料を充実するとともに、ボランティアによる対面読書サービスの活用、資料の小包郵便サービス、心身障害者用冊子小包郵便サービスの利用とすべての障害のある人へのボランティアによる資料の手渡しサービス等の実施について検討していきます。
- 障害のある人の文化芸術活動の成果を発表する場として、文化祭や芸術祭等における創作した工芸作品等の展示や音楽・芸能活動の発表機会の拡大に努めます。

〔主な担当課：生涯学習課〕

②スポーツ・レクリエーションの振興

- 障害者団体や社会福祉施設等との連携により開催するふれあい運動会、スポーツ記録会、県統一スポーツ大会の充実を図るとともに、障害のある人のスポーツを奨励するため、国際的及び全国的な障害者スポーツ大会の活躍者の顕彰等についても検討していきます。
- 市スポーツ施設の活用による障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、障害者団体における利用料の減免を適切に継続するとともに、各種事業プログラムの充実に努めます。
- 関係機関等との連携のもと、スポーツやレクリエーションの指導員を養成するとともに、障害のある人自らが指導員として参画できるよう養成し、活動機会の促進を図ります。

〔主な担当課：福祉保健課・生涯学習課〕

1-4 生活訓練機会の充実

(1) 現状と課題

一人ひとりの人生がそれぞれ違っているのと同様に、障害に至る経緯も一人ひとり違っていています。そのため、障害のある人が地域の中で自立した生活を送っていくためには、一人ひとりの障害の程度や状態に応じた適切な生活訓練が必要であると考えられます。

現在、本市には通所の授産施設等が6か所設置されていますが、今後も各施設におけるこれまでの取り組みを踏まえながら、関係機関相互の連携強化のもと、障害のある人が自立した生活を送れるよう訓練機会の充実が求められます。

(2) 主要施策

①通所施設における生活訓練の充実

- 市内に設置されている授産施設等の通所施設について、関係機関との連携のもと充実に努め、各障害者における社会生活能力の向上と自立に必要な作業、生活、健康づくりへの支援を実施していきます。

- 重症心身障害児（者）通園施設をはじめとする未整備の通所施設については、必要ニーズの把握に努めながら、県への設置要請を行います。
- 個々の障害に応じた将来の自立生活を含めた個別支援計画の作成や自立生活体験事業（宿泊訓練等）について、社会福祉施設や保健センターをはじめとする関係機関における研究・検討を行い、地域での自立生活につながる体制づくりを推進します。

〔主な担当課：福祉保健課〕

1-5 障害児保育・教育の推進

（1）現状と課題

本市では、乳幼児健診における障害の早期発見に努めるとともに、保育所や幼稚園、放課後児童クラブ（学童保育）での障害児の受け入れを実施しています。

また、医師会・民生児童委員会・社会福祉施設・小中学校及び行政関係者等で構成される「竹原市障害児教育相談委員会」を設置し、保育所や幼稚園と連携を図りながら就学に関する検討や関係機関における調整を確保しています。

今後は、保健・福祉・医療・教育の各分野の連携をより強化し、乳幼児から学齢期に至る一貫した療育・教育のシステムづくりを進めていくことが必要であると考えます。

学齢期教育については、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育体制への転換をより一層進めることが重要となっているほか、中高生における放課後・土日・長期休暇中における生活の場の確保についても課題と認識されます。

（2）主要施策

①乳幼児期の保育・教育の充実

- 乳幼児健診の充実を図るとともに、健診における精密検査受診票の交付による専門機関への早期受診を促進し、障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療を推進していきます。

- 家庭児童相談室や児童相談所との連携による療育相談の実施について、広報等を通じて広く周知し、相談・フォロー体制の充実に努めます。
- 保育所や幼稚園のバリアフリー化など施設機能の充実をはじめ、障害児の受け入れ体制の強化を図ります。
- 教育相談員によるニーズに対応した相談体制の充実とともに、「竹原市障害児教育相談委員会」を中心とした指導体制の強化と関係機関の連携を確保し、就学前の相談・指導体制の強化を図ります。

〔主な担当課：福祉保健課・社会福祉課・学務課〕

②学齢期教育・放課後対策の充実

- 市教育委員会及び県教育委員会が実施する小中学校教職員を対象とした研修をはじめ、計画的・継続的な研修や研究を充実し、教職員の専門性の向上を図るとともに、医療や心理など外部の専門家や専門機関との連携を図り、障害児学級等の専門的支援体制を充実します。
- 養護学校に配置されている相談員（特別支援教育コーディネーター）との連携のもと、高機能自閉症、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などにある子どもへの対応も含めた特別支援教育を推進していきます。
- 児童生徒の健康の保持・増進とともに、生活を送る上で必要な正しい生活習慣を習得させるため、成長段階に応じた健康教育や健康診断などの学校保健を充実していきます。
- 小学校低学年児童を対象とした放課後児童クラブについては、施設の改善や指導員の確保を図り、引き続きすべての放課後児童クラブでの障害児の受け入れ体制の確保について検討していきます。
- 中高校生については、作業の場や生活訓練の場づくりを目指すグループの活動を支援する障害児（者）地域グループ訓練事業や中学校及び養護学校に在籍する障害児を一時的に保護し日中活動の場を提供する事業など、放課後・土日・長期休暇中における生活の場の確保について検討していきます。
- 障害児の社会的自立と社会参加の促進における後期中等教育の重要性を踏まえ、高等学校や養護学校における受け入れ体制の整備充実を関係機関に要請していくとともに、進路指導の充実に努めます。

〔主な担当課：学務課・生涯学習課〕

目標2 地域で安心して暮らすために

2-1 在宅サービス等の充実

(1) 現状と課題

アンケート調査結果において、障害のある人が住みよいまちをつくるためには「在宅生活を支援する保健・医療・福祉サービスの充実」と考える一般住民が多数いるように、障害のある人を含めすべての人が地域で安心して暮らしていくためには、年金や手当などの経済的支援の充実とともに在宅生活を支えるさまざまなサービスの充実が必要となります。

平成15年度から新たに支援費制度が導入されたことにより、障害者の在宅生活を支える福祉サービスの利用方法が大きく変わりました。本市では、障害分野ごとに支援センターを3か所設置し、障害のある人のサービスの選択と自己決定を支援するための相談支援体制を整備しています。

今後は、個々の人がそれぞれの障害程度や生活環境に応じて必要なサービスを受けられるよう支援費制度の一層の定着を図るとともに、民間事業者の参入促進や質の高いサービス提供が必要であると考えます。

平成16年4月現在の主な在宅サービス利用者数 (単位：人)

	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者
ホームヘルプサービス事業	16	5	7	4
デイサービス事業	11	8	0	—
短期入所事業（ショートステイ）	6	18	11	0
地域生活援助事業（グループホーム）	—	4	—	4
重度心身障害者医療	944	119	—	—
更生医療	26	—	—	—
特別障害者手当等	69	0	0	5
障害児福祉手当	—	—	15	—

資料：福祉保健課

(2) 主要施策

①在宅生活支援サービスの充実

- 広報・市ホームページ・支援センター・保健センターなどさまざまな媒体や機関を通じた支援費制度やサービスの利用方法の周知を行うとともに、障害のある人の在宅生活を支援するため、個々の障害の状況やニーズを把握し、支援費制度の適正な利用とサービス利用を促進していきます。
- 介護保険対象者に対する情報提供、相談・指導を進め、障害状況や生活状況等の必要性に応じて、支援費制度のサービスや各種福祉サービスを円滑に提供します。
- 障害のある人の地域における自立した在宅生活を支援するため、生活状況を把握の上、障害当事者や関係者と協議し、生活課題に対応したケアマネジメントを推進します。
- 支援費制度の対象となるホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイについては、社会福祉法人やNPO（民間非営利団体）などの事業者との連携を図りながら、サービス内容の充実及び新たな民間事業者の参入を促進していきます。
- 精神障害者を対象としたホームヘルプサービスをはじめとする支援費制度以外の日常生活支援に関する各サービスについては、自立のための生活ニーズの把握に努めながら、受益と負担とのバランスに配慮した上で、充実に向けた見直しを実施していきます。
- 事業者に対して福祉サービスの第三者評価の実施を促進し、利用者本位のサービスが確保されるよう努めます。

〔主な担当課：福祉保健課〕

②地域生活への移行促進

- 施設入所から地域生活へ円滑に移行するための支援プログラムなど、関係機関との連携のもとその援助技術を研究・確立し、利用者及び家族が安心して地域生活を選択できるよう努めます。
- 身体障害者・知的障害者更生施設等の入所施設における地域生活への移行を目標とした自立訓練事業を推進するとともに、各施設の専門性及びその機能を活用し、自立と社会活動への参加を促進することを目的とした施設への地域生活推進員の配置など、地域生活の維持と障害のある人自身の意思に基づいた地域生活への円滑な移行を促進します。

- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（いわゆる「社会的入院者」）の退院と社会復帰を促進するため、グループホーム、ホームヘルプサービス、精神障害者地域生活支援センターの拡充、医療機関を含めた関係機関の連携強化など、地域サービス基盤の充実を図ります。

〔主な担当課：福祉保健課〕

③経済的な支援

- 障害のある人やその保護者等を対象とした手当、年金、共済、貸付、税の減免、利用料金の割引等の各種制度について、広報・市ホームページ・支援センター・保健センターなどさまざまな媒体や機関を通じた情報提供に努め、その活用を促進していきます。
- 障害年金や各種手当等の制度、障害のある人の医療費の負担軽減に向けた各種医療費助成制度の充実について、国及び県への要望を実施していきます。

〔主な担当課：福祉保健課〕

障害のある人を対象とした経済的支援に関する主な事業・制度（平成16年1月現在）

事業・制度	主な対象者		
	身体	知的	精神
生活福祉資金貸付事業	●	●	●
更生医療の交付	●		
育成医療の交付	●		
補装具の交付	●		
療養援護事業	●	●	
児童扶養手当	●	●	●
身体障害者自動車免許取得費の助成	●		
身体障害者用自動車改造費の助成	●		
障害年金	●	●	●
重度心身障害者医療費公費負担制度	●	●	
特別児童扶養手当	●	●	●
特別障害者手当等	●	●	●
障害者の運賃割引	●	●	●
心身障害者扶養共済制度	●	●	●
有料道路通行料金の割引	●	●	
NHK放送受信料の減免	●	●	
竹原市児童福祉年金	●	●	
県立施設の使用料減免	●	●	●
老人医療の受給対象年齢の引き下げ	●	●	●
映画鑑賞料金の割引	●	●	●
NTT 無料番号案内	●	●	●
通院医療費公費負担制度			●
所得税、住民税、自動車税等の軽減	●	●	●
生活保護の障害者加算	●	●	●
雇用保険の失業給付（基本手当）の優遇	●	●	●

資料：福祉保健課

* 各事業・制度により障害の程度、所得状況等の適用要件あり

2-2 保健・医療サービスの充実

(1) 現状と課題

アンケート調査結果では、身体・知的障害者、精神障害者ともに「家族など介護者の健康状態が不安」との意見がみられるなど、障害のある人本人やその家族がいつまでも健康で暮らしていくためには、保健・医療の充実はもちろん、健康を維持するための主体的な取り組みが大切であると言えます。

本市においても、保健センターが中心となって健康診断をはじめ、健康相談・健康教室、機能訓練等を実施していますが、今後は障害のある人の高齢化や重度化により対応できる体制づくりを進めることが求められます。

また、近年、増加傾向にある脳血管疾患などによる中途障害者や難病患者、高次脳機能障害者に対しては、喪失機能の回復を目指す訓練よりも残存機能を効果的に活用することによって社会復帰を目指す「地域リハビリテーション機能」の充実が重要になっています。

(2) 主要施策

①障害のある人や家族の健康づくりの推進

- 誰もが気軽に参加できる健康づくり事業を推進し、健康への関心を高めるとともに、多様な健康づくりの機会を提供していきます。
- 保健センターを中心に正しい健康情報の提供、障害に応じた健康づくりについて助言・指導を行い、障害のある人及びその家族の健康づくりを支援します。また、障害のある人自身が健康への関心を高め、楽しんで取り組める講座の開催を検討していきます。
- 障害のある人の高齢化や重度化に対応するため、医療機関との連携のもと栄養士による健康管理や食事の指導の充実に努めるとともに、健康診断の充実と健診結果を日常の健康づくりに生かせる体制づくりを進めます。
- 常時、車いすを使用している身体障害者に対して、じょくそう、膀胱機能障害等の発生を予防するために、医療機関との連携による身体障害者に配慮した健康診査の実施を検討していきます。
- 障害のある人の家族の精神的・肉体的な負担を軽減するため、レスパイトケア事業を実施する団体に対する運営費補助制度等の創設について検討していきます。

〔主な担当課：福祉保健課〕

②障害の原因となる疾病等の予防と早期発見・早期療養体制の確立

- 乳幼児健診の充実を図るとともに、健診における精密検査受診票の交付による専門機関への早期受診を促進し、障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進をしていきます。(再掲)
- 健康診査の結果、発育や発達に支援が必要とする乳幼児と保護者に対して、専門医等との連携による育児相談(保健、栄養、心理等)を実施していきます。関係機関との連携が必要な場合は、適切な相談・指導を受けることができるよう支援します。
- 保健師による健康相談や家庭訪問など、精神疾患の早期発見と事後の指導の充実に向けた専門医をはじめとする関係機関との連携を確保し、精神保健事業の充実を図ります。
- 身体障害発生の原因の一つである生活習慣病等の疾病の早期発見、慢性化予防の観点から、基本健康診査や各種検診の受診を勧めるとともに、要指導対象者等への健康相談・健康教育等の充実に努めます。
- 交通事故や労働災害等の不慮の事故による身体障害者等の増加を防ぐため、交通安全運動の展開や労働安全の促進など、関係機関と協力し啓発活動を推進します。

[主な担当課：福祉保健課]

③地域リハビリテーションの充実

- 医療機関・リハビリテーション機関・社会福祉施設等との連携を強化し、脳血管疾患をはじめとする疾病や外傷による中途障害者を対象とした機能訓練(理学・作業・言語療法的訓練等)の実施体制の充実に取り組みます。
- 障害の予防・軽減を図るため、より身近な地域での機能訓練教室の開催を検討していくとともに、家族会や当事者団体等の育成と支援に努め、自助グループ活動の充実を図ります。
- 関係機関との連携を図り、難病患者のリハビリテーションや高次脳機能障害者機能訓練の実施について検討していきます。
- 自主、自助グループ活動を育成援助するなかで、中途障害者の地域社会への復帰を促進します。

[主な担当課：福祉保健課]

④障害者医療の充実

- 障害のある人が地域で安心して暮らすために、日常の健康管理や診療を行う、かかりつけ医・歯科医制度の周知・充実を図ります。
- 外出困難な障害のある人や高齢者に対する在宅医療や訪問看護、救急医療に対応できる医療体制の充実に向けて、医療機関や県等に充実や整備を働きかけていきます。
- 外出困難な障害のある人や高齢者の歯の健康と良好な口腔衛生が保持できるよう、歯科医師会による在宅ねたきり老人等歯科診療の円滑な運用に向けた支援を検討していきます。
- 障害のある人の医療費の負担軽減に向けた各種医療費助成制度の充実について、国及び県への要望を実施していきます。(再掲)

〔主な担当課：福祉保健課〕

2-3 多様な生活の場の整備

(1) 現状と課題

障害のある人が地域の中で暮らしていくためには、個々の障害の状況に応じた多様な生活の場を確保する必要があります。

本市には、知的障害者グループホーム3か所、精神障害者グループホーム1か所が整備されているほか、入所施設として知的障害児施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設（援護寮）等があります。

アンケート調査結果では、将来を在宅（持ち家）で暮らすことを希望する意見が多数あるなか、精神障害者を中心に「将来生活する住まいや施設があるかどうか不安」との意見がみられるなど、将来の生活の場に関して不安を抱いている様子が伺えます。また、今後、加齢や障害の重度化等により、住宅改造や他の生活環境への移転を余儀なくされるケースが増えることも考えられます。

このことから、グループホームや入所施設の充実をはじめ、住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザインを普及・促進し、障害の状況に応じた多様な生活の場の整備を進めることが必要となっています。

平成 16 年 4 月現在の施設利用者数

(単位：人)

施設の種類		利用者数
身体障害者	肢体不自由者更生施設	4
	身体障害者療護施設	14
	身体障害者入所授産施設	4
	身体障害者入所授産施設（通所）	3
	身体障害者通所授産施設	1
	身体障害者通所授産施設（相互利用制度）	1
	進行性筋萎縮症者療養等担当機関	2
知的障害者	知的障害者入所更生施設	35
	知的障害者通所授産施設	8
	知的障害者小規模通所授産施設	10
	知的障害者通勤寮	3
	心身障害者就労促進事業所	5
障害児	知的障害児施設	5(3)
	重症心身障害児施設	2(1)
	重度心身障害児委託病棟	1(1)
	肢体不自由児施設	3(2)
精神障害者	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	2
	精神障害者通所授産施設	15
	精神障害者就労促進事業所	15

資料：福祉保健課

* 障害児の利用者数 18 歳以上を含む（括弧内の数値は 18 歳以上）

(2) 主要施策

① 障害者グループホーム等の充実

- 市内に設置されている既存の知的障害者グループホーム及び精神障害者グループホームについては、障害の状況に応じた生活の場の一つとして、関係機関との連携のもとサービス内容の充実に努めていきます。
- 身体障害者における生活の場を確保する観点から、社会福祉法人や障害者団体等による身体障害福祉ホームの主体的な整備を促進していきます。

〔主な担当課：福祉保健課〕

②入所施設の充実

- 市内に設置されている既存の知的障害児施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設（援護寮）について、各施設の専門性及びその機能を生かしながら、関係機関との連携のもとサービス内容の充実に努めていきます。
- 社会福祉施設が実施する地域との交流活動やイベント等への参加要請など、今後も地域に開かれた施設づくりに協力・支援していきます。

〔主な担当課：福祉保健課〕

③障害者が暮らしやすい住宅の確保

- 市営住宅の立て替えにあたっては、障害の重度化や高齢化等を踏まえバリアフリーに配慮した住宅の整備に努めるとともに、優先入居制度の導入も検討していきます。
- 生活福祉資金貸付事業で行っている住宅資金貸付の活用を促進するとともに、身体障害者の居宅での自立生活を容易にするため、要介護認定を受けている人への住宅改修助成制度の活用を促進していきます。
- 民間住宅のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの普及・促進を図るとともに、民間住宅入居における入居保証人制度や住み替えのための支援策など、障害のある人における住宅の確保を支援していきます。

〔主な担当課：都市整備課・福祉保健課〕

2-4 相談体制の充実とサービスの質の向上

(1) 現状と課題

アンケート調査結果において、障害のある人が住みよいまちをつくるためには「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が必要であるとの意見が多数を占めるように、障害のある人に対する自立支援は本人の意思に基づく主体的な生活の確保を目指すことが基本となります。そのため、生活全般にわたってさまざまな相談ができ、必要なサービスにつなげていく総合相談及び調整機能が身近な場所に整備されている必要があります。

本市には、市役所や保健センターのほか、障害分野ごとに支援センターを3か所設置し、相談や支援活動を実施しています。

また、市社会福祉協議会でもソーシャルワーカーによる障害児者相談を月1回実施しています。

H15年度の各支援センターにおける主な相談件数

(単位：件)

分野	施設名	相談件数		
		訪問	来所	電話
身体障害	竹原地域障害者生活支援センター 聖恵	1,181	31	337
知的障害	地域支援センター まいらいふ	207	106	116
精神障害	精神障害者地域生活支援センター 365	174	675	311

資料：福祉保健課

*竹原市及び近隣市町からの相談件数も含む

今後は、障害のある人の権利擁護や苦情対応がより一層重要となるため、他機関の相談体制の充実とともに相互の連携が重要となっています。

さらに、本市では民間事業者の参入により、在宅及び施設サービスの基盤は充実してきましたが、サービス利用希望者も増加傾向にあることを踏まえ、サービス基盤の充実とともに今後はサービスの質の向上を図っていく必要があります。

(2) 主要施策

①相談窓口の充実

- 福祉サービスを始めとするさまざまな手続きや生活課題、悩みごとに気軽に応じられるよう各種相談窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携・調整のもと、窓口の総合化など利用しやすい体制づくりに向けた検討に取り組みます。
- 障害のある人の自立生活や社会参加をより一層支援するため、相談支援の核となる各支援センターの相談・支援活動を拡充し、広くその活用を促進していきます。
- 障害のある人自身が相談に応じる相談活動（ピアカウンセリング）、障害のある人・家族等の自助グループ、ボランティア団体等の諸活動などに対する育成、支援を実施し、より相談しやすい環境づくりを進めます。
- 保健センターが実施する健康相談や家庭訪問の充実、電話相談「心と体の110番」（医師会主催）の周知・充実を図り、精神保健に関する相談体制の強化を図ります。
- 心身に障害のある人からの相談、関係機関との連絡調整、その他社会生活に必要な援助を行うことを目的に県が委嘱する身体障害者相談員及び知的障害者相談員について、その周知に努め活用を図ります。
- 市社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業の周知と利用の促進を進め、知的障害者や精神障害者における福祉サービスの利用を援助していきます。
- 多様な相談活動の提供を目指して、知的障害者などが悪徳商法の被害にあわないよう消費者教育の実施について検討していきます。
- 各支援センターが核となってケアマネジメントの実施などを円滑に進めるため、関係機関との連携を図り、生活支援ネットワークづくりを推進します。

〔主な担当課：福祉保健課〕

②サービスの質の向上

- 支援費制度のもとで、事業者情報等を適切かつ効果的に提供し、サービス利用者となる障害のある人が事業者を適切に選択することができるよう、わかりやすい情報提供に努めていきます。
- 事業者の参入促進によりサービスの量的確保を進めるとともに、事業者への指導監査、苦情解決制度などにより、サービスの質の向上に努めます。
- 事業者に対して福祉サービスの第三者評価の実施を促進し、利用者本位のサービスが確保されるよう努めます。（再掲）

- 障害の特性や個別性を十分に理解した上でサービスが提供できるよう、ホームヘルパーの現任研修や施設職員を対象とした現任研修、個別支援計画などを円滑に進めるための担い手となるケアマネジメント従事者の養成研修の実施に努めていきます。

〔主な担当課：福祉保健課〕

2-5 安全な暮らしの確保

(1) 現状と課題

防災対策は、障害者施策に限らず市全体の重要な施策として位置付けられますが、情報・コミュニケーションに障害がある聴覚、視覚、知的障害者などへの情報伝達、発災時における障害者や高齢者等の特別な配慮が必要な人（災害弱者）への支援策の確立等が課題となっています。

一方、近年の長引く経済不況、青少年を取り巻く環境の悪化、近隣意識の希薄化など、さまざまな社会の悪循環を背景に犯罪の多発や凶悪化が社会問題となっています。本市においても障害のある人を含めたすべての市民が住みなれた地域で安心して暮らしていくための環境整備が必要となっており、その基本方針となる「竹原市安全なまちづくり条例」が平成 16 年に制定されました。

また、竹原市交通安全対策会議では、国・県・警察・鉄道会社・市内各関係団体等との連携による交通安全運動の実施や交通安全施設の整備に取り組んでいますが、障害のある人を含めすべての市民を交通事故等から守るため、今後も継続して取り組んでいくことが求められます。

(2) 主要施策

①防災対策の推進

- 障害のある人の個々の条件に応じた防災教育やボランティア団体との連携による防災訓練を実施します。
- 聴覚障害者をはじめ、情報入手が困難な災害弱者に対しては、広報、市ホームページ、電子メール、ファクシミリ等、多様な方法による災害情報を提供するとともに、ボランティア等と連携した情報連絡体制の整備に努めます。

- 個人情報の保護に配慮しながら災害時に自力で避難できない災害弱者の把握を行い、災害時における救急搬送及び医療体制の確保とともに、社会福祉施設との連携・協力による緊急入所を実施します。
- 広報等による自主防災の重要性を広く周知し、市内全域における自主防災組織の設置に取り組むとともに、自主防災組織が実施する避難訓練に手話通訳者を派遣するなど障害のある人が参加しやすい条件を整備します。また、防災ボランティアの充実などを通じて、救出・救護体制の強化を図ります。
- 障害のある人に配慮した避難所の整備、避難所運営訓練の実施、備蓄物の充実など、被災後の生活支援体制の充実に努めます。
- 通所施設において、防災訓練等を生かした行動マニュアルを整備するとともに、地域との連携を進めます。
- 小学校など避難所に指定されている施設の耐震工事を進めていくとともに、避難所以外の障害児者施設など福祉施設の耐震診断及び耐震診断結果に基づく建物改修の促進を図っていきます。

〔主な担当課：総務課（消防署）・福祉保健課〕

②防犯・交通安全対策の推進

- 竹原市安全なまちづくり推進条例に基づき、安全に関する啓発、安全活動を目的とする団体の育成及び援助、生活環境の整備等について、市民・事業者・学校・警察・行政が一体となった安全なまちづくりを進めます。
- 竹原市交通安全計画に基づく道路や鉄道等における交通安全施策を推進するとともに、竹原市交通安全対策会議を中心とした国及び県の交通安全運動の実施や交通安全施設の計画的な整備を行い、障害のある人を含めた市民の交通安全の確保に努めます。

〔主な担当課：市民生活課〕

目標3 とともに支えあう地域社会の構築のために

3-1 啓発・広報、福祉教育の充実

(1) 現状と課題

障害のある人とともに暮らす地域社会を築く第一歩として、障害のある人も、ない人も共感的な理解を深めることが重要ですが、アンケート調査結果からは、特に精神障害者において日常生活で差別や偏見、疎外感を感じている様子が伺える一方、一般住民からは「地域や社会の人たちへの広報や福祉教育の充実」が必要との意見が多数あるなど、ともに支えあう地域社会づくりへの広範な取り組みが必要と考えられます。

本市においても、社会福祉施設における地域交流や人権啓発講座・人権フェスティバルをはじめとする活動や事業に取り組んできましたが、今後はより身近な地域での活動を充実させ、すべての市民が障害のある人に対する「意識のバリア」の解消に市全体で取り組むことが重要であると認識されます。

(2) 主要施策

①啓発・広報活動の充実

- 障害のあるなしにかかわらず「お互いに人格と個性を尊重し、支えあえる共生社会」の実現を目指し、人権尊重の理念を普及するため、啓発事業や広報を充実し、人権教育・啓発基本計画を推進します。
- 国際障害者デー（12月3日）、障害者の日（12月9日）、障害者週間（12月3日から12月9日まで）に合わせ障害者作品展等を行うなど、広報・啓発活動を推進します。
- 本計画のパンフレット配付や市ホームページへの掲載、出前講座などを通じた障害者施策の周知など、障害のある人に対する理解と協力などの啓発に努めます。
- 市民における障害への理解が深まるよう市社会福祉協議会等と連携し、障害疑似体験（ハンディキャップシミュレーション）を促進していきます。

- 精神障害への正しい理解を促すため、保健・福祉・医療関係者による連携・協働体制のもと、「こころの健康講座」の開催をはじめとする各種行事を通じた精神保健福祉に関する啓発・広報活動を実施します。
- ボランティア活動や企業の社会貢献活動への支援、NPO（民間非営利団体）との協働など、幅広い市民各層に対して障害や障害のある人への正しい理解を促進するための取り組みに努めます。
- 障害当事者の参加による啓発活動を積極的に進めるとともに、「障害者と市民のつどい」など市民と障害のある人との交流の機会や協働活動の機会の増加を図ります。
- 市職員における障害と障害のある人への理解と認識をより一層高めるため、社会福祉施設や障害当事者による研修、手引書の作成等を実施していきます。

〔主な担当課：企画政策課・福祉保健課・総務課・人権推進室・各課〕

②福祉教育の推進

- 公共施設などで障害をはじめとする福祉に関する各種講座を開催するとともに、出前講座や各種講演会の開催による情報提供を進め、障害のある人への理解と福祉意識の醸成に努めます。
- 総合的な学習の時間の積極的な活用と社会科、道徳などの学習機会を通じて、障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深めるとともに、ボランティア教育を推進します。
- 学校ぐるみでさまざまな福祉活動を行う福祉協力校や福祉実践校の活動に障害者福祉に関わる体験や実践を取り入れるなど、福祉協力校等の内容の充実を図ります。
- 小中学校における通常学級と障害児学級、盲・ろう・養護学校との交流事業を推進していきます。
- 夏休みを利用してボランティア活動を体験し、社会福祉施設などの障害当事者との交流を深めることを目的としたサマーボランティアスクールを実施します。
- 小中学校教職員の障害者（児）に関する研修の充実に努め、小中学校における福祉教育の向上を図ります。

〔主な担当課：生涯学習課・学務課〕

③人権教育等の推進

- 保育所や幼稚園、学校教育において、人権を認め合う人間性豊かな人権尊重教育を行うとともに、ともに学びともに遊ぶなかで障害や障害者に対する正しい理解を推進します。
- 障害者施策や事業を担当する市職員及び教育を担当する教職員は、障害や障害者への理解を最も求められる立場にあることから、人権尊重を基本とした研修を計画的かつ継続的に実施します。

〔主な担当課：社会福祉課・学務課・総務課〕

④権利擁護の推進

- 施設入所や在宅サービスの利用などにおける契約締結など、法律行為が困難な場合に成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進し、成年後見制度の利用を促進していきます。
- 障害により自己決定能力の低下した人の権利を守り、適切なサービスが利用できるよう、市社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業を推進していきます。
- 福祉に携わる市職員等の権利擁護に関する研修を充実します。

〔主な担当課：福祉保健課・総務課〕

3-2 地域活動の推進

(1) 現状と課題

本市には 19 地区の地区社会福祉協議会があり、ふれあいサロンや高齢者配食サービスをはじめ、高齢者や児童等を対象としたさまざまな地域活動が実施されています。

今後は、福祉サービスへのニーズが多様化しているなか、行政サービスの充実とともに、各地域の特色を生かした住民主体の地域福祉活動がますます重要になると考えられます。

また、障害のある人はサービスの受け手だけでなく、ともに地域を支える構成員として、自ら地域福祉活動等に参加することも期待され、活動ニーズの掘り起こしとともに、さまざまな条件を持った人が気軽に参加できる体制づくりも重要となっています。

(2) 主要施策

①地域福祉活動の推進

- 市社会福祉協議会との連携のもと、地区社会福祉協議会の活動の活性化を促すとともに、障害のある人の参加・参画やボランティア、NPO（民間非営利団体）、自治会、民生委員・児童委員などとの協働と連携により、地域における福祉活動の推進を図ります。
- 障害のある人の自立と社会参加をめざし、障害者団体、障害者支援グループ等の活動を促進します。
- 市社会福祉協議会と連携し、点訳、音訳（朗読）、手話、要約筆記などの各種ボランティア養成講座の開催によりボランティアの育成を図るとともに、広報などを通じボランティア活動への参加を促します。
- 福祉のボランティア活動全般に関する情報、交流、活動の中心的役割を担う市社会福祉協議会が設置運営するボランティアセンターの機能充実に努め、センターを窓口としたボランティア活動を推進します。
- 福祉事業・福祉活動を目的とした NPO（民間非営利団体）は、地域の幅広くきめ細かいサービスの担い手として重要であるため、情報提供と連絡調整に努め、NPO（民間非営利団体）による事業や活動を支援していきます。
- 市社会福祉協議会における「地域福祉活動計画」を充実し、住民主体による地域福祉活動を推進していきます。

〔主な担当課：福祉保健課〕

②地域における交流機会の充実

- 地域行事や地域のボランティア活動に障害のある人の積極的な参加を促進し、地域における交流機会の充実を図ります。
- 社会福祉施設が実施する地域との交流活動やイベント等への参加要請など、今後も地域に開かれた施設づくりに協力・支援していきます。(再掲)
- 青少年育成竹原市民会議の活動等への障害者(児)の参加促進に努めます。
- 地区社会福祉協議会における地域福祉活動における実践者としての障害者の参加など、幅広い分野に保健福祉活動における障害者の参画を求め、交流機会の充実に努めていきます。

(主な担当課：福祉保健課・社会福祉課)

3-3 福祉人材の養成

(1) 現状と課題

社会福祉法の考え方にに基づき、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供できる人材の養成・確保が強く求められています。

このため、本計画の着実な推進を図るため、「個人の尊厳の尊重」「従事者の質の向上」を基本的な視点として、各サービスに携わる従事者に対する研修の充実が必要であるとともに、ボランティアをはじめとする多様な福祉人材の確保も重要となっています。

(2) 主要施策

①専門人材の養成・確保

- サービスを提供する民間事業者等に対して、サービスの質の向上を目指した自主的な専門人材の養成・確保を要請していきます。
- 症例検討会等の実施により、精神障害者ホームヘルパーの資質の向上を図ります。
- 障害者ケアマネジメントを推進するため、従事者研修の充実について県へ要望していきます。

- 保健師や看護師をはじめとする市の専門人材の養成・確保に努めるとともに、福祉施設体験研修や高齢者疑似体験を通じた市職員全体の福祉施策に対する理解の促進を図ります。
- 手話講習会の開催をはじめ、朗読ボランティア、点訳ボランティア、ガイドヘルパーなどコミュニケーションを支援する人材の養成を推進します。

〔主な担当課：福祉保健課・総務課〕

②ボランティア等の養成・確保

- 市社会福祉協議会が設置運営するボランティアセンターでのボランティア養成講座の充実やボランティア団体等の活動促進を図るとともに、NPO（民間非営利団体）への支援に関する施策について、関係機関における検討を実施していきます。
- 学校教育でのボランティア体験学習の推進、社会福祉施設等におけるボランティア研修の実施を促進します。

〔主な担当課：学務課〕

3-4 計画推進体制の整備

(1) 計画を推進するための役割分担

計画に掲げたさまざまな施策や事業の推進にあたっては、行政、市民、障害当事者、障害者関係団体、社会福祉法人、サービス提供事業者、ボランティア団体やNPO（民間非営利団体）、企業等が幅広く協働して推進していくことが必要となります。

そのため、行政をはじめ、それぞれの分野で必要な役割を果たし、社会全体でこの計画の実現のために努めていくこととします。

市民	<ul style="list-style-type: none"> • 障害のある人もない人も、ともに生きる社会を創りあげていくという認識のもと、お互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現するためには、市民の誰もが障害や障害のある人のことを正しく理解することが不可欠です。 • さらには障害のある人の自立や社会参加に対し、市民の立場から支援し協力するよう努めていくことが必要です。
障害当事者及び家族	<ul style="list-style-type: none"> • 障害当事者は、積極的に社会参加するとともに、家族にあっては、障害当事者の意向を尊重し、さまざまな制度や生活支援サービスを有効に利用することが大切です。 • また、当事者や家族が家族会などの活動を通じて社会資源の充実や改善に関わることも望まれます。
ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> • 地域ボランティアについては、草の根活動を通して、地域に密着した自発的な活動を行うことで、地域での暮らしやすさをサポートすることが必要です。 • 技術ボランティアについては、障害者特性を理解し、一人ひとりの違いを大切にして、障害に応じたサポートを手話通訳・点訳・朗読録音などの具体的な技術に基づき行うことが必要です。

事業者及び NPO(民間非営利団体) など関係団体	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業者や NPO（民間非営利団体）など関係団体は、社会的使命の重要性を十分認識し、障害のある人の自立支援の視点に立ったサービスの質的な向上や事業運営の情報公開など公正な運営が求められます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 行政は、市民・企業・事業主などに対して、障害や障害者についての正しい理解の促進に努めるとともに、関係機関などとの連携のもと、必要な施策を着実に推進していきます。 また、障害のある人やその家族のニーズの把握に努め、必要に応じて事業の見直しを図りながら、優先順位に基づき事業を実施していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、福祉保健課を事務局として行政評価や事務事業評価等も踏まえながら全庁的な計画の進捗状況を毎年度把握・点検するとともに、庁内に設置されている「竹原市高齢者・障害者施策推進本部」において施策の連携を確保します。

把握・点検された計画の進捗状況については、障害当事者の参画を得て設置する「竹原市障害者計画推進協議会（仮称）」に報告し、総合的な点検・評価とともに、実情に合わせて計画の見直しを行います。

(3) 計画推進における障害当事者の参画機会の提供

「竹原市障害者計画推進協議会（仮称）」への障害当事者の参画をはじめ、計画に基づく具体的な施策や事業の企画の実施にあたっては、障害のある人やその家族の意見や要望が十分反映されるよう、障害者団体や家族会との定期的な連絡会議の開催や企画・実施段階での参画機会を確保します。

(4) 市民と行政の協働システムの確立

障害のある人の重度化や高齢化の進行とともに、各サービスへのニーズは今後より一層多様化することが予想されますが、厳しい財政状況のなか、すべてのニーズを満足する施策等を行政のみで行うことは難しい状況にあります。

一方、本市には市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、障害者関係団体、老人クラブ、ボランティアグループをはじめとする住民組織などの社会資源が多数あります。

今後は、それぞれの特色を活かしながら、ともに支えあう地域社会の構築に向けて、より充実した活動を展開していくための指針となる「地域福祉計画」、その具体化を示す市社会福祉協議会における「地域福祉活動計画」の策定・充実をはじめ、行政とサービスを必要としている間に位置し、社会資源の調節や活用も視野に入れた施策の総合的な検討・調整を行う本市独自の組織づくりなど、市民と行政の協働システムの確立に取り組みます。

本計画の主要施策における市の主な担当課（その1）

施策の方向	主要施策	主な担当課										
		総務課	企画政策課	財政課	市民生活課	人権推進室	社会福祉課	福祉保健課	商工農政課	建設課	都市整備課	学務課
1-1 雇用・就労の促進	①企業への雇用促進			●				●				
	②市及び行政関係機関の雇用促進	●										
	③福祉的就労機会の充実						●					
	④障害当事者の起業支援						●	●				
1-2 社会参加を促進するための環境整備	①バリアフリーのまちづくりの推進								●	●		
	②情報のバリアフリーの推進	●	●									
	③移動サービスの充実	●					●					
1-3 生涯学習・文化・スポーツ活動の支援	①生涯学習の充実											●
	②スポーツ・レクリエーションの振興							●				●
1-4 生活訓練機会の充実	①通所施設における生活訓練の充実							●				
1-5 障害児保育・教育の推進	①乳幼児期の保育・教育の充実						●	●			●	
	②学齢期教育・放課後対策の充実										●	●
2-1 在宅サービス等の充実	①在宅生活支援サービスの充実							●				
	②地域生活への移行促進							●				
	③経済的な支援							●				
2-2 保健・医療サービスの充実	①障害のある人や家族の健康づくりの推進							●				
	②障害の原因となる疾病等の予防と早期発見・早期療養体制の確立							●				
	③地域リハビリテーションの充実							●				
	④障害者医療の充実							●				

本計画の主要施策における市の主な担当課（その2）

施策の方向	主要施策	主な担当課											
		総務課	企画政策課	財政課	市民生活課	人権推進室	社会福祉課	福祉保健課	商工農政課	建設課	都市整備課	学務課	生涯学習課
2-3 多様な生活の場の整備	①障害者グループホーム等の充実						●						
	②入所施設の充実						●						
	③障害者が暮らしやすい住宅の確保						●			●			
2-4 相談体制の充実とサービスの質の向上	①相談窓口の充実						●						
	②サービスの質の向上						●						
2-5 安全な暮らしの確保	①防災対策の推進	●					●						
	②防犯・交通安全対策の推進				●								
3-1 啓発・広報、福祉教育の充実	①啓発・広報活動の充実	●	●			●	●						
	②福祉教育の推進										●	●	
	③人権教育等の推進	●					●				●		
	④権利擁護の推進	●					●						
3-2 地域活動の推進	①地域福祉活動の推進						●						
	②地域における交流機会の充実						●	●					
3-3 福祉人材の養成	①専門人材の養成・確保	●					●						
	②ボランティア等の養成・確保										●		

主要サービスの目標事業量

平成 20 年度における主要サービスの目標事業量（その 1）

事業又は項目	設定単位	広島県				竹原市		
		H15 年度 見込	H20 年度 目標	広島中央圏域		H15 年度 実績	H20 年度 目標	
				H15 年度 見込	H20 年度 目標			
1	ホームヘルプサービス事業 (身体・知的障害者、障害児)	延時間	467,415	1,133,885	66,300	157,463	4,475	10,628
2	ホームヘルプサービス事業 (精神障害者)	延利用者	1,800	3,000	—	—	23	96
3	身体障害者デイサービス事業	事業所数	13	26	3	3	1	1
4	知的障害者デイサービス事業	事業所数	11	19	2	3	0	0
5	障害児通園事業（デイサービス）	定員数	98	158	20	20	0	0
6	重症心身障害児（者）通園事業	施設数	2	7	1	1	0	0
7	身体障害者短期入所事業 (ショートステイ)	専用 ベッド数	78	101	38	38	4	4
8	精神障害者短期入所事業 (ショートステイ)	市町村数	24	全市町村	—	—	実施(*)	実施
9	知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム)	定員数	205	330	58	80	8(*)	18
10	精神障害者地域生活援助事業 (グループホーム)	定員数	57	112	5	15	5	10
11	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	定員数	120	160	20	20	20	20
12	身体障害者福祉ホーム	定員数	10	20	—	—	0	0
13	知的障害者福祉ホーム	定員数	50	70	—	—	0	0
14	精神障害者福祉ホーム	定員数	144	174	20	20	0	0

平成 20 年度における主要サービスの目標事業量（その 2）

事業又は項目	設定単位	広島県				竹原市		
		H15 年度 見込	H20 年度 目標	広島中央圏域		H15 年度 実績	H20 年度 目標	
				H15 年度 見込	H20 年度 目標			
15	身体障害者福祉工場	定員数	50	90	—	—	0	0
16	身体障害者通所授産施設	定員数	150	230	20	40	15(*)	15
17	知的障害者通所授産施設	定員数	950	1,250	156	216	0(*)	20
18	精神障害者通所授産施設	定員数	195	235	45	45	20	20
19	精神障害者地域生活支援センター	施設数	11	14	2	2	1	1
20	小規模通所授産施設 (身体・知的・精神障害者)	か所数	23	64	—	—	1	3
21	障害児(者)地域療育等支援事業	か所数	10	12	2	2	1	1

資料：広島県（広島県障害者プラン）、竹原市（福祉保健課）

* 竹原市における H15 年度の実績

- ・精神障害者短期入所事業（ショートステイ） 三原市内の施設で実施
- ・知的障害者地域生活援助事業（グループホーム） H16 年度より 12 人で実施
- ・身体障害者通所授産施設 入所 15 人併設
- ・知的障害者通所授産施設 H16 年度より 20 人で実施

* H20 年度の目標事業量が 0 になっている事業または項目については、施設の相互利用または市外の施設を活用して事業を行うものとしします。

資料

1 竹原市障害者計画策定委員会設置要綱

平成 16 年 6 月 9 日

（目的）

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 7 条の 2 第 3 項の規定により、平成 25 年を目標年度とする市における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）を策定するため、竹原市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織及び委員）

第 2 条 委員会の委員は、15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- （1）障害者及び障害者団体の構成員
- （2）社会福祉施設等の関係者
- （3）ボランティア団体の関係者
- （4）事業所の代表者
- （5）公共的団体の代表者
- （6）医療機関の代表者
- （7）行政機関の職員
- （8）その他市長が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員会において委員の互選によって定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 3 条 委員会の会議は、委員長が召集し、これを主宰する。

2 委員長は、議事に関し必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、障害者計画の策定が完了するまでとする。

（解散）

第 5 条 委員会は、障害者基本法第 7 条の 2 第 7 項の規定による障害者計画の公表をもって解散するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める額とする。

- (1) 委員長 日額 7,600 円
- (2) 副委員長 日額 7,100 円
- (3) 委員 日額 7,000 円

2 委員の報酬の支給方法並びに費用弁償の額及び支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年竹原市条例第 3 号）に定めるところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部福祉保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による委員が委嘱された後、最初に召集すべき委員会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず市長が召集する。

(竹原市障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 3 竹原市障害者計画策定委員会設置要綱（平成8年竹原市告示第22号）は、廃止する。

竹原市障害者計画策定委員会委員名簿

団体名	氏名	備考
竹原地区医師会	浅野 稔	
竹原商工会議所	檀上 ひろみ	
竹原市社会教育委員会議	那須野 敏明	
竹原市社会福祉協議会	槇野 幸枝	委員長
竹原市自治会連合会	天満 利男	
竹原市女性連絡協議会	金子 亥早子	
竹原市身体障害者福祉協会	橋本 憲治	
竹水会	門脇 博三	
竹原市障害児(者)父母の会連合会	桜井 睦江	
(社) 聖恵会	川崎 俊和	副委員長
中国芸南学園	児玉 春樹	
(医) 恵宣会	橋本 万寿美	前任者
	石原 裕子	後任者
竹原市民生児童委員協議会	若年 典男	
竹原市ボランティアグループ連絡協議会	川淵 輝子	
市職員	升元 恵三郎	

2 竹原市高齢者・障害者施策推進本部設置要綱

平成 16 年 4 月 1 日

（設置）

第 1 条 高齢者及び障害者に係る行政施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、竹原市高齢者・障害者施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進本部の所掌する事項は、次のとおりとする。

- （1）高齢者・障害者施策の基本方針に関する事項
- （2）高齢者・障害者施策の総合的推進に関する事項
- （3）高齢者・障害者施策の総合調整に関する事項
- （4）前 3 号に定めるもののほか、前条の目的の達成に必要な事項

（組織）

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長、事務局長及び委員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、助役をもって充てる。
- 4 事務局長は、福祉保健課長をもって充てる。
- 5 委員は、別表第 1 に掲げるものをもって充てる。

（事業推進班の設置）

第 4 条 推進本部に、その所掌事項の推進を図るため事業推進班をおく。

- 2 事業推進班長は、福祉保健課長をもって充てる。
- 3 事業推進班は、別表第 2 に掲げるものをもって充てる。

（会議）

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 事業推進班の会議は、必要に応じて事業推進班長が招集し、主宰する。
- 3 会議には、必要に応じ関係者の出席を要請するものとする。

（庶務）

第 6 条 推進本部の庶務は、民生部福祉保健課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

推進本部委員	収入役 教育長 総務部長 民生部長 建設産業部長
--------	--------------------------------------

別表第2（第4条関係）

事業推進班	総務課長 企画政策課長 財政課長 市民生活課長 人権推進室長 社会福祉課長 福祉保健課長 商工農政課長 建設課長 都市整備課長 学務課長 生涯学習課長
-------	--

3 竹原市障害者計画策定連絡会議設置要綱

平成 8 年 9 月 1 日

平成 16 年 4 月 1 日 改正

(設置)

第1条 竹原市障害者計画の策定にあたり、市行政内部の連携を図るため、竹原市障害者計画策定連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 市長部局

助役、民生部長、総務課長、企画政策課長、財政課長、市民生活課長、人権推進室長、社会福祉課長、福祉保健課長、商工農政課長、建設課長、都市整備課長

(2) 教育委員会

学務課長、生涯学習課長

2 連絡会議には、必要に応じ関係者の出席を要請するものとする。

(会長)

第3条 連絡会議に会長を置き、助役をもってこれに充てる。

2 会長は会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、民生部長がその職務を代理する。

(連絡会議)

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて会長が召集し、これを主宰する。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、民生部福祉保健課において処理する。

附 則

この訓令は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

障害者計画策定連絡会議の構成分野

○市長部局

部署	分野別
助役	総括
民生部長	総括
総務課長	統計、人材確保、防災、関連分野
企画政策課長	総合計画（基本構想、基本計画）、啓発・広報、関連分野
財政課長	財政運営、関連分野
市民生活課長	医療年金、交通安全、防犯、関連分野
人権推進室長	人権推進、関連分野
社会福祉課長	社会福祉、児童福祉、ボランティア活動、関連分野
福祉保健課長	保健・福祉・医療サービス、相談体制、啓発・広報、移動ニーズへの支援方策、情報収集・提供、総合的な福祉のまちづくり、障害者団体の活動支援、精神障害者福祉、関連分野
商工農政課長	雇用、就業、関連分野
建設課長	歩行空間の整備、公共交通機関用の利便性、総合的な福祉のまちづくり事業、関連分野
都市整備課長	歩行空間の整備、公共交通機関用の利便性、建築物の整備、住宅供給等、公園等オープンスペースの整備、総合的な福祉のまちづくり事業、関連分野

○教育委員会

部署	分野別
学務課長	教育相談、就学体制、障害児に対する教育、福祉に対する教育、 関連分野
生涯学習課長	スポーツ・レクリエーション・文化活動、福祉に関する教育、関 連分野

○竹原広域行政組合

部署	分野別
竹原消防署長	消防・防災・救急、関連分野

4 策定経過

- | | | |
|-------|--------|---|
| 平成15年 | 9月 | • アンケート調査の実施 |
| 平成16年 | 2月 5日 | • 関係者ヒアリング調査の実施
(実践者グループ、計画対象者グループ) |
| | 8月 26日 | • 第1回竹原市障害者計画策定委員会開催
正副委員長の選出、現状について各種資料説明及びアンケート調査結果報告、意見交換 |
| | 9月 | • 庁内関係各課ヒアリング |
| | 11月 4日 | • 第2回竹原市障害者計画策定委員会開催
計画基本方向案の検討、意見交換 |
| 平成17年 | 1月 6日 | • 第3回竹原市障害者計画策定委員会開催
計画素案の検討、意見交換 |
| | 2月 24日 | • 第4回竹原市障害者計画策定委員会開催
計画素案の検討、承認 |

5 用語解説

《あ行》

NPO（民間非営利組織）

Non Profit Organization の略称で、不特定多数を対象に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のこと。平成 10 年に法人格を付与することにより活動を支援することを目的とした特定非営利活動促進法が成立。

《か行》

介護保険制度

平成 12 年 4 月から、介護費用を安定的に賄うため、40 歳以上の人の保険料と国・県・市町村の負担金を財源として社会保険方式で運営され、利用者の選択により、民間を含む多様なサービス主体から、保健、医療、福祉にわたる介護保険サービスを総合的に提供される制度。

学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。LD は、Learning Disabilities の略称。

家庭児童相談室

都道府県または市町村が設置する福祉事務所において、家庭における適性な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るための相談指導業務を専門に行う部署のこと。

グループホーム

地域社会の中にある住宅において、数人の障害者等が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態のこと。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われている。

ケアマネジメント

障害者やその家族などへの情報提供やさまざまな相談に応じるとともに、個々のニーズを的確に把握し、総合的、効果的なサービス提供が継続的に受けられるようにする活動をいう。

高機能自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

更生医療

身体障害者の障害を軽くしたり取り除いたりするための医療費の給付を行うこと。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物建築の促進に関する法律 (ハートビル法)

全ての人に利用しやすい建物をつくることを目的として、多数のひとが利用する建物の施設整備基準(特定建築物が満たすべき利用円滑化基準)等を定めた法律。平成15年4月1日から特別特定建築物(病院、デパート等)の建築については、利用円滑化基準への適合が義務化されている。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (交通バリアフリー法)

高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、①鉄道駅等の旅客施設や車両のバリアフリー化を推進すること、②鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを目的として施行された法律。

《さ行》

支援費制度

市町村がサービスの内容や事業者を決めるのではなく、障害者が自らの意思で自分に合ったサービスを選択し、事業者と対等な関係で契約してサービスを利用する制度のこと。

視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者が安全かつ円滑に通行できるように、歩道内に設置するブロックのこと。

児童相談所

児童福祉法に基づき18歳未満の児童の福祉や健全育成に関する諸般の相談、調査、判定、児童福祉施設への入所や児童またはその保護者への相談援助活動を行う専門機関のこと。

住民基本台帳人口

住民基本台帳法に基づき市町村に備えてある住民基本台帳に記録されている住民の人口のこと。

障害児教育相談委員会

障害のある児童生徒の心身の障害の種類、程度などの判断について専門的見地から調査審議を行うため、都道府県及び市町村の教育委員会に設置されている機関のこと。

小規模通所授産施設

平成 12 年の社会福祉法改正により、授産施設の設備・運営に関する基準や社会福祉法人の要件などが緩和された法定施設のこと。

ショートステイ

介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする障害者を施設などに短期間入所させ、必要なサービス等を提供する事業のこと。

成年後見制度

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度のこと。平成 11 年 12 月の民法改正により、従来の禁治産・準禁治産者制度を後見・保佐の制度に改め、新たに軽度の精神上的の障害がある者を対象とする補助の制度が創設された。

相互利用制度

近隣において、デイサービス、ショートステイを利用することが困難な障害者が、身体障害及び知的障害の種別を越えてサービスを相互に利用したり、介護保険法上の事業所を利用したりすることにより、身近なところでのサービス利用を可能にする制度のこと。

《た行》

第三者評価

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。その目的は個々の事業者が事業運営の具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることと、利用者の適切なサービス選択に役立つ情報を提供することである。

竹原市総合計画

平成 11～20 年度を計画年度として、平成 11 年 4 月に策定された竹原市のまちづくりに関する最上位計画のこと。

竹原市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画

平成 15～19 年度を計画年度として、平成 15 年 3 月に策定された竹原市における高齢者の保健福祉及び介護保険事業に関する計画のこと。

地域福祉権利擁護事業

判断（意思能力）が充分でない知的障害者や痴呆性高齢者などが、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料の支払いなどを行う事業のこと。

地域リハビリテーション

障害のある人々や高齢者が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに一生安全にいきいきとした生活が送れるよう社会復帰を援助するための取り組みの総称。

注意欠陥・多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び（または）衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で社会的な活動や学業に支障を来すもの。ADHD は、Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略称。

通所授産施設

一般就労が困難な障害者が通所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労の場として、自立に必要な支援などを受ける施設のこと。授産施設には、身体障害者、知的障害者、精神障害者の各授産施設がある。

デイサービス

在宅の障害者などが施設に通い、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導など各種サービスの提供を受けること。

特定疾患治療研究事業承認数

原因が不明であり、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、診断技術が一応確立しているが、難治度、重症度が高く、患者数が比較的少ないため、公費負担の方法により、一定の症例数を確保しないと原因の究明、治療方法の開発等に困難を来すおそれのある疾患を特定して治療研究を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした事業の承認数のこと。

特別支援教育（体制）

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

《な行》

ノンステップバス

だれもが楽にバスに乗り降りできるように、バスの出入口の床を低くしたバス（低床バス）で、特に乗降口の階段を無くし、床の高さが地上面から 30～35cm 程度のもの。

《は行》

バリアフリー

高齢者や障害者などだれもが安全でかつ自由に行動できる。障壁のない生活空間または社会のこと。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

広島県福祉のまちづくり条例

全ての県民が、自らの意思で自由に行動し社会参加できる、だれもが住みよいまちをみんなでつくりあげることを目的として平成 7 年に広島県が制定した条例のこと。多数の人が利用する建物、道路、公園等についてスロープや手すりを設けること等を定めている。

福祉工場

作業能力はあるが職場の設備、構造、通勤時の交通事情等のため、一般企業に雇用されることの困難な障害者に職場を提供し、生活指導や健康管理のもとに健全な社会生活を営ませることを目的とする施設のこと。

福祉ホーム

ある程度の自活能力があって、家庭環境や住宅事情などの理由から、家族との同居や住居の確保が難しい障害者に対し、居室と日常生活に必要な便宜を低額な料金で提供する施設のこと。

放課後児童クラブ（学童保育）

就労等の理由により昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る事業のこと。

《や行》

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、誰もが使いやすい施設、製品、環境、サービス等のデザインのこと。

竹原市障害者計画

- 発行年月 平成17年3月
- 発行 竹原市民生部 福祉保健課
〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1-35
TEL (0846) 22-7743 FAX (0846) 22-8579
- 制作 株式会社 ぎょうせい